

平成31年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成31年3月26日

京都府相楽郡笠置町議会

平成31年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成31年3月26日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成31年3月26日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成31年3月26日 16時51分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
建設産業 課 長	石川久仁洋	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	田 中 良 三		5 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成31年第1回笠置町議会会議録

平成31年3月12日～平成31年3月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成31年3月26日 午前9時30分開議

- 第1 議案第12号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第9号)の件
- 第2 発委第1号 笠置町議会会議規則一部改正の件
- 第3 一般質問
- 第4 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから、平成31年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第12号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件を議題とします。

この件は、平成31年3月第1回定例会1日目において、いこいの館運営対策特別委員会に審査を付託しました。審査の結果について、委員長報告を求めます。いこいの館運営対策特別委員長、大倉博君。

いこいの館運営対策特別委員長（大倉 博君） それでは報告をいたします。

いこいの館運営対策特別委員会に付託された議案第12号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第9号）（以下第12号という）について、委員長報告いたします。

平成31年3月定例会において、いこいの館運営対策特別委員会に付託された議案第12号については、主にいこいの館の修繕費であります。

同委員会において、いこいの館の運営や修繕については、幾度となく審議を重ねてまいりましたが改善に至らず、指定管理者からの申し出により、行政、指定管理者、議会の三者による初の協議を3月5日に行い、1年間の運営の実績及び設備等の現状や行政の対応などについて、指定管理者から直接説明を受けました。

依然変わらない赤字経営は、度重なる設備の故障等による客離れ等によって経営が悪化し、計画していたパフォーマンスが十分にできなかったことに加え、現状の設備のままでは来年度の経営は困難であることとあわせて何らかの措置を講じるなら、来年度、いわゆる31年度も頑張る意思がある旨、指定管理者から報告を受けました。

付託された議案第12号に計上されている主な予算は、いこいの館の施設修繕費用ですが、いこいの館施設を修繕する全体費用のごく一部です。本来は、付託された部分について委員会で審査をしますが、今回は今後のいこいの館の進退にもかかわる問題と捉え、3月22日に再度指定管理者を参考人として呼びし、改めて三者で協議いたしました。

その内容は、5日に行った三者協議において、指定管理者が現状の指定管理料ではやっていけないと断言されたにもかかわらず、指定管理者の了承を得たとして行政側は19日の定

例会 2 日目に、31 年度予算の指定管理料 1, 200 万円を計上し、予算可決後に指定管理者と来年度の年度協定書を締結された事実を聞きました。

各委員からのそこに至った理由は何であるのかという質疑に、町長及び指定管理者から、経営にもし行き詰まったときは三者において協議し、適切な対応をしていく考えがあることや、館内のリニューアル計画があることが報告されました。

また、町長は、30 年度に発生した赤字補填を 31 年度予算で考えている意思を示されました。

いこいの館を現状のままで今後運営していくのは困難であり、施設整備も必要不可欠であることは承知しています。しかし、いこいの館の将来像、町全体の将来像について、財政状況を見据えた計画と、明確な説明を執行部から得ることができませんでした。これらを踏まえ、議案第 12 号は賛成者 3、反対者 4 で否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 12 号、平成 30 年度笠置町一般会計補正予算（第 9 号）の件を採決します。本案に対する委員長報告は否決すべきものであります。したがって、原案について採決します。議案第 12 号、平成 30 年度笠置町一般会計補正予算（第 9 号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手少数であります。したがって、議案第 12 号、平成 30 年度笠置町一般会計補正予算（第 9 号）の件は否決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第 2、発委第 1 号、笠置町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。議会運営委員長、田中良三君。

議会運営委員長（田中良三君） 発委第1号、平成31年3月12日、提出者、議会運営委員会委員長、田中良三。

笠置町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

笠置町議会会議規則の一部を改正する規則。

笠置町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第81条の見出し中「挙手」を「起立」に改正める。

同条第1項中「挙手」を「起立」に、「挙手者」を「起立者」に改める。

同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

「2、前項の規定にかかわらず、議長は、病気、けが等で起立が困難の者又は必要があると認めるときは、問題を可する者を起立させることに代えて、その者に挙手させることによって表決をとることができる」。

同条第3項中「挙手者」を「起立者又は挙手者」に改める。

第87条中「挙手」を「起立」に改める。

同条第1項の次に次の1項を加える。

「2、前項の規定にかかわらず、議長は、病気、けが等で起立が困難な者又は必要があると認めるときは、第81条第2項の例による」。

附則。施行期日、この規則は、平成31年4月1日から施行する。

以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。採決は挙手によって行います。発委第1号、笠置町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、発委第1号、笠置町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えま

す。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

3つのことについて質問させていただきます。

1番目に、地球温暖化による水害の激甚化に対応するため、2015年水防法を改正し、想定災害規模を1000年に1度の降雨最雨量の浸水想定区域の公表をするように定めた。笠置町の避難所の海拔はどれくらいか、町の観測史上、最多雨量の観測はいつから始まったのかをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にありました件にお答えさせていただきます。

笠置町の避難所の海拔ということですが、すみません、避難所ごとの海拔というのは、ち不明となっております。ただ、役場の海拔につきましては61メートルということで記載がございます。各避難所につきましては、役場の位置からいたしまして、低いところにあるところもございますので、その前後になるのかと思っております。

浸水について見直し等もされましたので、産業振興会館であったり、つむぎてらすであったりというところは、浸水想定を府のほうから掲示していただいたというところがございます。本年度30年度におきまして、防災計画のほうも見直しし、新たなデータに全て修正させてもらい、31年度に新しく差しかえをさせていただく予定でおりますので、またそちらのほうも御参考いただけたらと思います。

それから、最大雨量のほうですけれども、町の観測というのではなくて、気象庁のほうでは京田辺の観測所、あそこが指針として出ております。1日の最大雨量といたしましては、昭和61年の笠置町も大きな災害を受けました7月21日に観測された200ミリというのが今までの1日の最大雨量ということで観測されております。

また、同じように1時間の最大雨量といたしましては、平成24年8月14日に観測されました78ミリ、これが1時間に置きかえる最大雨量となっております。前線の影響によりまして、このとき宇治川が氾濫したりというような災害をもたらした、そのときの観測ということになっております。観測は明治14年から開始されておりますが、そういうことで、

うちのほうの記録に残っておりますのは京田辺でしたので、そちらで御報告させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

台風による河川の氾濫が予想される避難勧告を出しても、情報では人は動きませんわね。町はこの難題をどのように対応されますか。

ここで、西日本豪雨で23府県による863万人避難勧告や避難指示が出ても0.5%の人しか避難していないということです。広島県のアンケートでは、被害に遭うとは思わなかった53.3%、雨の降り方や水位から安全と判断した38.6%、今まで災害に遭ったことがない38%、避難するほうが危険と判断した37.2%、近所の人が誰も避難してなかった35%。

それと岡山県倉敷市では、昨年7月の西日本豪雨で甚大な浸水被害が出た真備町地区の住民対象に避難行動アンケートの結果、避難した人のうち、避難指示が発令される時間帯でも3割が避難を始めておらず、ぎりぎりまで自宅にとどまろうとする傾向が見られた。避難準備、高齢者等、避難開始の発令前の避難者は9%、避難勧告は発令前23%、避難指示42%、全域の発令で72%と報じられておりますが、笠置町はこの難題にどのように対応されますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員のおっしゃいました避難勧告を出しても動かないという件ですが、確かに、どこの自治体も難題になっている課題となっていることかと思えます。

うちのほうでも、台風等警報が発令されまして、高齢者避難情報を出した段階で、産業振興会館、笠置会館、各地区集会所等あけていただきまして、避難していただいている方もいらっしゃいます。産業振興会館でいきますと、大体10名前後の方が避難して来てこられるということがございます。その人数でいきましても1割も満たないという数字となっておりますので、今後そういう方、確かに御自分の家から離れたくないこともあったり、避難しても危険やというところもあるかもしれませんが、被害を未然に防いでいただくためには、やはり避難に対して意識を持っていただくことが大切かと思えますので、啓発であったり、訓練を通しての呼びかけであったりをさせていただきたいと思えます。

現在、町のほうでは、防災無線を活用いたしまして呼びかけをさせていただいております。

また携帯電話等、メールによりまして災害情報、避難情報等をお知らせさせていただいております。携帯、またメール等をお持ちでない方も防災無線、笠置町には全戸聞いていただける防災無線がございますので、それを最大限活用いたしまして、避難等を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、それでもやはり動いていただけない方というのは、人的に消防団であったり、また区の役員さんにも御迷惑かけるかもしれませんが、そういう人的なところを活用といいますか、御協力いただきまして、避難を誘導させていただきたいと思っております。

また、どうしても御自宅でということでありますと、1階ではなく、例えば垂直避難、2階にということもお願いするということになると思っておりますので、できるだけ被害の少ないところで、そういうところで御協力いただきたい、避難していただきたいというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

笠置町も今後のためにやっぱりアンケートをとって、いろんなことを対応するべきだと思いますけど、これはどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、おっしゃいましたように、アンケートというのは、申しわけございません、今の時点で検討しておりませんでしたので、ちょっと前向きにどのようにかというところも検討させていただきたいと思っております。平成31年度には、当初予算のほうにも計上させていただきましたハザードマップを更新させていただきます。そういうところも各戸配布させていただきますので、あわせて何か意識調査というものは必要になってくるのか、それを見ることによって改めて御自身でも準備しないといけないであったり、そういうものかというふうにちょっと意識を変えていただくということも必要かと思っておりますので、後は今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

次、避難所の耐震基準、バリアフリー化、トイレの問題等、課題はたくさんありますが、その中で耐震問題で公民館、切山、東部、飛鳥路は避難所に指定されてますわね。これに対しての耐震は行政がやるべきではないですか。そして和式のトイレとか、バリアフリー化は

前、総務財政課長が前回の質問で区長と相談してやらせていただきたいと思っておりますと返答をもらっていますが、それで今言うた3カ所の建物は、その地区の建物で、笠置町が建てて地区へ渡したものでですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の避難所の件でお答えさせていただきます。

避難所につきましては、前回も田中議員がおっしゃいましたバリアフリーであったり、トイレであったり、改修につきましては、平成30年度からまちづくり事業補助金、その用途を拡大いたしましたので、そこで対応していただけるというふうに思っております。その内容につきましては、集会施設の屋根や躯体、衛生設備の改修・補修につきましては、30万円まで全額補助、30万円を超えて250万円までは4分の3の補助を行うということで予算計上、要綱の改正等を行わせていただきました。

確かに、各区のほうでも4分の1なりを負担していただくということにはなりますが、活用していただきまして、屋根の改修を30年度行っていただきましたところもございますので、できましたら、こういうところをお願いしたいなというところで用途を拡大させていただいたというところがございます。

耐震につきましては、町のほうでまず平成30年度庁舎の耐震診断を行いました。改修につきましては、次年度、後年度でちょっと計画をさせていただいております。設計につきましては、今年度繰り越しといたしまして、設計等を行っていくというところで予定をさせていただいております。

町内の施設につきましては、笠置会館、産業振興会館、耐震の対応が済んでいるのはその施設ということになります。各地区の集会所につきましては、まだこちら何もさせていただいていない状況ですので、それこそ各地区、建物自体もかなり老朽化しているというところもございますので、先ほどのまちづくり事業の補助金を使っていただきまして改修はさせていただきますが、耐震となると躯体というところもございますので、それこそ相談させていただきながらになるかなと思います。

診断につきましては、まだどちらもさせていただいていないということですので、今後、こういうところも区長さんと御相談させてもらいながら、どのように進めるのかということから御相談ということになります。

まず、庁舎というところが大きなところでございますので、その後で検討させていただきます。

たいなと思っております。

東部区につきましては、東部の集会所もございりますが、町の施設でありますサテライトオフィスのほうも使っていただけたらと、こちらのほうでも思っておりますので、そこも各地区さんと御相談させていただきながら進めさせていただきたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

地震調査委員会で、2月26日に公表された南海トラフの地震は30年以内の発生率は26%と公表されました。耐震問題だけに対しては、ほかのものは区長とその金額もあるのですけれども、耐震だけはこれは絶対に行政がやらなくてはいけないと、設備を守るためにはと思うんですよ。

それで、中央防災会議の作業部会において行政の限界、みずからの命はみずから守ると明記されましたが、せやけど、こんな言葉で言うてしもうたら身もふたもないですし、耐震だけはどないしても行政がやるべきもんやと思うんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。耐震の改修をしていくか、建てかえていくかというところもあるかと思えます。年数もかなりたっているところがほとんどですし、ただ、2階建てについては耐震改修も必要となっておりますが、1階建ての建物につきましては、2階建てほど直ちに改修が必要とか、そういうふうなところにもなっておりませんので、うちのほうも対応が後回しになっているということも否めないところもございます。

先ほどもありましたように、建設後、かなりの年数がたっている建物もありますので、改修をしていくのか、建てかえていくのか、そのところからの検討かなというふうにも思えますので、またそこは各地区さんと、それからうちのほうの財政的なこともございますので、いろいろ検討させていただきながら進めたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） まあ、それはよろしく願いしておきまして、続きまして、いこいの指定管理についてお聞きします。

指定管理者は、指定管理をやるのか、やめるのかを決めてください、金額は引き上げていただいているものと理解している、赤字の件はコストを見ていただきたい、安心して運営できるようにお願いしたいと指定管理業者は言われました。

町長は、指定管理料を30年度プラスアルファして赤字補填したいと言われましたが、

私、そういうのが31年度の契約上にはそれが明記されているんですが、30年度の契約上は明記されてましたか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

年度協定書の件でございますが、31年度の協定書の中には、昨年度、30年度にありませんでした運営期間中に生じた課題に関する協議ということと、あと、年度途中の指定の取り消しというものが、今年度、31年度の年度協定書の中には記載されておりますが、30年度の年度協定書の中にはこの項目は記載されておりました。

ただし、30年度に既にもう結んでおります協定書の中には、それぞれ先ほど申されましたような、例えば運営上の損害に関すること、また指定期間中の取り消しのこと、そういったことが30年度の基本協定書の中には記載されております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 結局31年度の中身やったら完全に明記されているけど、30年度には明記されていない。あやふやな言葉で、どういふのかな、書いてありますよ、あれ。これに対して町長は補填するつもりやと言わはりましたけど、どのように考えて補填されるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 田中議員の質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者がいきの館を指定管理をしていただくに当たりまして、当初のいきの館の現状が、指定管理者を始めていただいた途中でその現状が変わってしまった、指定管理者にとりまして不備なことが、ふぐあいなことが起こってしまいました。

例えば、保健所からの指導で、うたせ湯や寝湯ができなくなった、そういうことも指定管理者がスタートしていただくに当たりましては、そういうことが可能だったんですけれども、その途中でそういうこともできなくなってしまいました。そういうことにおきまして、お客様のクレームや、また現にお客さんが減ってしまった、そういう想定外のことが起こってしまいまして、そういうことにおきまして、指定管理者さんに迷惑といいますか、運営上、困難に、厳しい状況になられてしまったということは、フェイススさんだけの、指定管理者さんだけの責任ではなく、やはりそういうことにおきまして、機敏、早急に対応をできなかった行政にも責任がある、そういうことで判断いたしまして、そういうことにつきましても協議した上で対応していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

行政は、守りの運営、修理保守が後手後手に回っていると思われませんが、攻める運営をいたしますと明記されておりますが、これはどのようにされておりますか。副町長が、前回3月22日から改築等ある程度必要やと答弁されましたが、それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者と私どものほうでいろいろ協議をさせていただきました。指定管理者が安心して指定管理を行う、その持っている力をいかに発揮できるようにするには、どういうふうな環境が必要かといったところで、私どもも随分多くの提案をいただきました。なるほどというような提案がたくさんございました。

そういった中には、施設設備の改修であるとか、更新であるとか、そういったものも含まれますし、非常に小さな工夫で乗り切れるものもたくさんございました。そういったものも含めて、やはり攻めに転じるためには、きちりとしたスタートラインを切り、思いっきりそこから走っていただく必要があるのではないかということで、攻めに転じるための改修といたしますか、施設整備の環境を整えていくことは必要であると、そういうふう考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

この件はもうこれでやめときます。

おためし住宅について質問させていただきます。現在の利用状況と管理状況について尋ねます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

おためし住宅の利用状況、管理状況ということでございますが、利用状況につきましては、今年度は笠置町の中でその生活体験とか、また文化の体験とか、また移住者の交流の方々の集まりといたしますか、そういったことに使われまして、実際のところ、笠置町に移住、また定住などを目的におためし住宅という、そういった形での利用は現在はありません。

あと、管理状況というところにつきましては、管理状況につきましては、今、笠置町のほうが管理しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

このおためし住宅始まってからの利用状況は、いかほどの人が来てはるんですか。もうこれで、この質問は終わりますけど、それだけ聞いて終わります。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

おためし住宅ということで、移住・定住を目的に家族さんとか、そういったこととか、じゃあ実際に住まわれたかというところの実績としてはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

続いて、5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それではまず、限界自治体ということ、本当に最近ではいろんな新聞報道とか出ていますけれども、京都新聞がこの1月、2月、3月の連続して、ついに3月には一面トップ記事で「笠置、限界自治体に。高齢化率が50%超す」と報道されました。その日の夕方NHKでも、このことが報道されておりました。町長は、この報道に対してどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 限界自治体に笠置町になったということが新聞報道されました。いろんなマスコミから取材を聞かれました。感想みたいな、どう思われますかということも含まれておりました。私は悲観はしていません。けれども、これからいろんな施策をするに当たって、一つ一つの施策を緊張感を持ってやっていきたい、そのようにお答えをいたしました。

笠置町の町内におきまして、数年前から限界集落と言われる地域が2つほどございました。その地域を見てみますと、いろんな墓掃除やとか、道づくりや草刈り、みんな区で対応されております。私も目の当たりに見たことがありますけれども、皆さん元気で生き生きと、そういう作業をされております。コミュニティはしっかり守られておまして、何ら限界集落と思うようなことは全く思いませんでした。こういうことを町全体にも置きかえて、皆さんがネガティブにならないように、みんなコミュニティを守ってみんなで助け合ってやっていく、そういうまちづくりを生み出していかなければならない、そのように思いました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、今、悲観しないとおっしゃったけど、ことし2月の日経新聞が出した「限界都市 あなたの街が蝕まれる」、一応これを読んでください。中身言いませんから。そして、世界的に有名な投資家なんですけれども、ジム・ロジャースという人は「日本はより貧しくなる。50年後には日本は消滅する」と。この方は日本の株は去年の秋に全部売った、処分したとおっしゃっています。

そして、いよいよ2025年問題が、後期高齢者がなります。こういった問題点を抱えて、本当に悲観されていないんですか。日本の先行きは本当に消費増税や社会保険引き上げとか、日本の先は不透明ですよ。先ほど言いました高齢化率が50.1%になっている。本当に悲観されていないというのは、私にはちょっとわからないんですけれども、後でもまた言うことがあるんですけれども、少しでもおくらせるために、町長はどのような施策をやってこられたのか、またどのように施策をやっていこうと思っているのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今までどのような施策をやってこられたかということでございます。私は、まちづくりには2つの点があると思っております。1つは、いつまでも住み続けていただけるまちづくり、もう1つは、やはり交流人口、関係人口をふやして移住・定住に結びつけていく、そういう大きなテーマというのが私はまちづくりには不可欠だと思っております。

住み続けていただけるまちづくり、そういうことに関しましては、私、町長に就任させていただいた28年度から地方創生の事業が本格的に始まりました。そういう中で安定した雇用を創出するとか、笠置町へ新しい人の流れをつくるとか、結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現する、また地域と連携し、安心して暮らしていく、そういうのを目指していく、そういうことをテーマにして、地方創生にこの3年間取り組んできたところでございます。

そういう中で、成果があったもの、まだ見えていないもの、そういうものが事実ございます。今までのやはり仕組みづくりはできたと思っておりますし、この1年間、地方創生のラストイヤーでございます。そういう仕組みづくりを最大限活用して、さらなるまちづくりを進めていきたい、そういう人口対策にもつなげていきたい、そのように考えております。

また、もう1点、やっぱり交流人口、関係人口をふやしていく、そして外部からの力もお借りして、町の中で取り組んで、にぎやかしくつくっていく、そういうことも大事な点だと思っております。そういう中で、先日行われましたアクティブフェスタにおきましても、笠置町はボルダリングやカヌーなどを中心としたイベントをさせていただきました。たくさん家族連れの方が来ていただきまして、すごく楽しんでいただけたと思っております。

そういうことが今、これからもアウトドアの大きな流れというのは、これからも続けていくであろうと思っております。そういうことも河川のオープン化やそういうことも生かして、若い人たちの起業のチャンスも考えておりますし、また、そういうことを大きなまちづくりにつなげていきたい、そのようなことを私はこれからしっかりと取り組んでいきたい、そういうことでまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。今、いろいろおっしゃってる抽象的なことばかりですが、現実的に言いますと、23年につくられた総合計画、人口が当時1,711人なんです。23年3月で。今現在、1,320人ぐらいですね。この8年で400人減っているわけです、現実的に。現実ですよ。今後出生率とかいろいろ考えたら、もっと減るはずなんですよ。

そして今、町長が出生とおっしゃったけど、創生戦略の中に5カ年計画の中で出生は27人を目標と書いています。今現在7人ですよ。出生。27人と書いています。書いているでしょう、見てください。

出生とおっしゃったけど、抽象的でなく、具体的にやはりおっしゃってください。そういった物の考え方でいくと、やはり町として本当にどういうふうに移住・定住とか、いろんなことをやって、お年寄りを、元気な人をつくっていく。例えば、町民の方から先日、文化芸術鑑賞助成に関する陳情書とか、私がこの前言ったように、鉄道助成の拡大などと言いましたけれども、これも一つの方策なんです。

だから本当に、悲観していない、年寄りの元気の活躍を今おっしゃったけれども、そういう抽象的なことじゃなしに、本当に大事なことなんです。後でまた大事なこと言います。先ほど言った1,700人から400人、今現在減っているわけです。日本の地域別将来人口というのを御存じですか。これは30年3月の推計です。笠置町の人口は2025年には999人、高齢化率は56.6%、26年後の2045年には460人、高齢化率は70.9%とされているんです。

出生数は2014年はゼロでした。15年は5人、16年2人、17年、18年は1人、1人と書いてますが、これは転勤で、きのう転勤されました。ゼロです。17年、18年。それで保育所の方に聞きますと、現在15人で、卒園が5人、入ってこられるのが3人というということで13人だと聞いております。

そうした中で、私も2014年のゼロのときに言いましたけども、小学校の存続は現在ど

のように思っておられるのか。卒業式がこの前、4人でした。中学生に至っては、村と合わせて14人、そのうち笠置が4人でした。だから、そういった出生数から考えて、どのように思っているのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 出生数の経緯を見られて、その中で小学校がどのように考えておるのかということだと思います。私も先日の卒業式に参加をさせていただきました。すごく感動的でした。やはり少人数ならではの本当に感激する卒業式が行われたと私は思っています。来年度におきましては、児童数が1人ふえて26人になりますが、3年後あたりには25人を切って、複々式学級にしなければならない、そういう事態に陥ってきます。

何としても、児童数の減少を抑えていかなければならない、そういう思いで31年度に町といたしまして笠置流山村留学のあり方を検討して、山村留学の実現化に向けて取り組みをぜひやりたい。そして来年度、32年度におきましては、早い時期に募集をしていく、そのような仕組みを必ずつくりたい、それがまた移住・定住にもつながってくると確信しておりますので、そういう施策を持って児童数の減少を抑えていきたい、そのような計画をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

本当にね、山村留学ってできるんですか。こんなことはもっと以前からやるべきですよ。やるんだったらね。

そして町長、報道関係には「限界突破の原動力は、まず中からまちづくりにかける強い覚悟と意思を見せてほしい」と述べておられます、2月9日の報道ではね。町長はその強い覚悟と意思はおありですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 新聞報道の中におきましても、そういう内容の記事が書かれておりました。外部からの力をかりる、そういうことも必要だけれども、町の中の内部からの力強い取り組みが必要であると、そのようにコメントをされておりました。当然そうあるべきでございます。

笠置町といたしましても、一つの笠置町のあるべき姿というのが、私はつかめたといえますか、笠置町の将来については、こういうまちづくりを進めていく、そういうふうな方針が私はできたと考えております。やはり石の国笠置、笠置山、またアウトドアの資源、そうい

うものを活かして、やはり笠置に来ていただく方をふやして、笠置町との交流、また関係人口をつくり上げて笠置町を移住・定住に結びつけていく、そういう施策というのが笠置町のあるべき姿ということは、私ははっきりと見えてきたと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、そういうことじゃないんですよ。笠置町が今やるべきことは、公共施設の統廃合なんです。先ほど言ったように人口が何人になると言ったでしょう。公共施設の統廃合を今やらなければ、どこの自治体でも新聞報道でもされています。きのうの夕刊の中から、マイナス入札と御存じかわかりませんが、マイナス入札ということで、要するに、小学校を壊して、その後、更地にして、事業者が建物を建てて、その固定資産税が入ってくることでマイナスやけれども、町が支払って業者をとということが、日本で2番目、室蘭とか、それから埼玉の深谷市、そういったことを今もうどこの自治体でもそういったことがどんどんこれから恐らくやっていくと思います。笠置に10年、20年後、予算がありますか。だから今、やれということは、公共施設の統廃合、これを早急にやるべきなんです。

そして私ね、残念だったんですけども、いこいの館のあり方とか、小学校のあり方、本当に議論しますけれども、先日の議会で残念だったのは、予算を審議しているとき、途中で審議ストップになったんです。私は当然「暴挙」という言葉を使いました。議員みずからがね、町に対する質疑をやっているときに、質疑を打ち切るということは、これは我々町民から負託されていることに、負託されているんですよ、議員として。

議長（杉岡義信君） 大倉君、それは外れています。修正してください。

（「それは認められてますやんか」と言う者あり）

5番（大倉 博君） 違うねん、中身を言っているんですよ。だから、負託されていることを……

議長（杉岡義信君） 元に戻してください、大倉君。

5番（大倉 博君） ちょっと待ってください。

議長（杉岡義信君） いや、待てへん。元に戻してください。

5番（大倉 博君） この中でね、31年度の資料の中で、要するに公民館が産業会館に入るという話の予算があったわけですよ。これも今言ったように、公共事業の統廃合の一つなんです。私はその議論をしたかったんです。だけど、されずに終わったということは、残念なんです。そのことを、今統廃合とか、そういうことなんです。それも賛否はね、それは民

主義ですから、あるでしょうけども……

議長（杉岡義信君） 大倉君、元に戻してください、話を。

5番（大倉 博君） だから、公共事業の統廃合、小学校、先ほど言ったように、公民館に入っている教育委員会がそこに統合するとも、話もそういうことなんですよ。だから、そういったこともいろいろ議論、それがたまたま入っていたから、私このときも質問しようと思っていたんですけども、議論もせずに、だから「暴挙」と言ったんですよ。わかりますか。

（「おかしいよ」と言う者あり）

5番（大倉 博君） だからね、町長、その公共施設の統廃合について、どのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 公共施設の統廃合は、当然進めていかなければならないと思っております。ただ、注意をしなければならないのは、その施設の役割を果たしてきた役割がございます。そういうことが減退しないように、そういうことも注意をしながら統廃合を進めていくべきだと考えております。

今回、中央公民館を廃止して、振興会館に移していくというのも一つでございます。また、耐震ができていない児童館につきましても、近隣の施設を使って児童館活動をやっていただくような、そういう仕組みづくりも今年度考えていきます。また、すまいるセンターに関してもそうでございます。

ただ、何回も言いますが、その果たしてきた役割といいますか、そういうものが減退しないよう、それは注意しながら統廃合を進めていかなければならない、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君、今の統廃合とかは通告制ですので、通告していないから、そういう質問は違う。通告をした質問をしてください。

5番（大倉 博君） ここに、いこいの館のあり方、小学校のあり方というなどを含めてというのは、町の将来像ですよ。その統廃合なんですよ。それで今、町長がおっしゃったように、公民館が産業会館に移行、これは議会、31年度に入っていたわけですよ。その時間があれなんで省略しますけれども、町長、将来、有識者会議を開いて、近々にやっぱりそういうようなことをやるべきかと思えますけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今後、笠置町の総合計画をつくっていきます。そのつくる中におきまし

て、いろんなワーキングだとか、できればタウンミーティングなども開いていきたいと思っておるわけですが、総合計画の策定委員会の中に有識者の方も入っていただく予定になっておりますので、あえて有識者会議を独自でつくる、そのような計画は今持っておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。本当にね、こういう町ですから、もっと早くから議論してください。そうでないと持ちませんよ。人口がこのようになるんだから。

次に、地域おこし協力隊員について質問します。

現在、全国的に今、地域おこし協力隊というのが10年になるそうなんですけれども、全国で1,000自治体、全国で約5,000人が活躍されているそうなんですけれども、ここの総理の施政演説では、8,000人に引き上げるという、拡大をするということを書いておりました。

国は自治体に1人最大400万円を支給、隊員はここから月15万円程度の給料を受け取ると、新聞とかいろんな報道されております。これは最大限3年間ということなんですけれども、笠置町では、地域おこし協力隊募集要綱を定めたのが28年11月ですけれども、事業内容はどのような活動ですか。地域おこし協力隊員に何を求めているのか、答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 地域おこし協力隊の制度は、2009年から国で始まった事業でございます。地域外の人材を積極的に誘致をして定住を図り、地域の活性化を促進していくというのが大きな前提でございます。中身といたしましては、移住・定住の促進や地域行事やイベントなどの援助、また観光や地域産業の振興、情報発信、地域外交流や集落の維持、活性化などがあります。やはり地域おこし協力隊個人の方が持つておられる特技とございますか、そういうものを活かしていただいて、地域に入っていただいて、それを活かして地域を活性化する、元気づけていただく、そういうような仕組みでございます。

笠置町におきましては、ボルダリングに長けた方、また、まちづくりに長けた方が今頑張っておられております。その2人におきましても、笠置にとって大きなインパクトを与えていただいていると確信をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、協力隊員の任用条件とか、勤務条件は、申しわけないけど、設置要綱の任用第

3条、活動時間、第10条をちょっと読んでいただけますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、条例の読み上げということでよろしいのでしょうか。設置要綱の読み上げでよろしいでしょうか。

（「そういうことです」と言う者あり）

総務財政課長（前田早知子君） 活動内容、第2条、協力隊の隊員（以下「隊員」という）は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。移住・定住促進に関する活動、地域行事やイベント等、地域おこしの活動支援、3、観光や地域産業の振興に関する活動、地域の情報発信に関する活動、5、地域間交流や集落の維持活性化に関する活動、6、その他地域の活性化のために町長が必要と認める活動。

3、任用、第3条、隊員は次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから、町長が任用する。
1、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者。2、3大都市圏を初めとする都市地域、過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村及び指定都市の区域に住所を有する者、また地域おこし協力隊員であった者、同一地域内における活動を2年以上でかつ解職1年以内で生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させる者。ただし、既に住民票を異動し、町内に定住または定着している者を除く。3、心身ともに健康で地域の活性化に意欲と熱意を持って積極的に活動し、かつ地域に溶け込む意思があると認められる者。4、普通自動車運転免許を所持している者というふうに要綱には規定させていただいております。

これではよろしければ終わらせていただきます。

（「10条」と言う者あり）

総務財政課長（前田早知子君） 要綱は例規集に載っておりますので。

（「時間がないので」と言う者あり）

総務財政課長（前田早知子君） 10条、隊員の活動日は週5日以内とし、その活動時間は1週間当たり38時間45分とする。町長は活動の内容において、調整が必要と認める場合は、活動日及び活動時間を調整することができる。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

すいませんでした。なぜこういったことを聞くというとな、ある女性の方が去年5月に来られて、1月にもう出て行かれたんですけども、この方が、まず運転免許証を持っておられない。大学院で通学されておりました。この時間、30何時間だとか、読んでいただいた、

本当にこの時間、勤務をずっとされていたんですか。まず何でもこういうことを町長、任命権者なのに、免許証がないのに、履歴書も当然取っているでしょう。なぜ採用されるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

設置要綱には必要の部分を書かせていただいております。別途募集、地域おこし協力隊の募集のサイトであったりというところでは、自動車免許を削除したのもございます。これは、笠置町内を活動していただくには、何かしら移動手段が必要と思いますので、自動車運転免許証所有者の者ということで、募集を一旦させていただいておりました。ただ、面接等の段階になりまして、御本人さん、自転車でも活動できる、また今後自動車免許も取得に行く予定やということでもございましたので、任用させていただきました。

勤務時間につきましては、38時間45分以内ということで決めさせていただいておりますので、その方の活動日誌、活動報告等いただき、1カ月間の勤務以内ですので、非常勤という形で週5日以内の、例えば1日でも何時間か協力隊としての活動をされた場合であったり、1日丸々ということもございますので、1カ月のその方の協力隊としての活動の時間に対して、報酬を払わせていただいております。

要綱も先ほど読み上げさせていただいた中にもございましたように、5日以内、38時間45分という、必ずこれをという募集の仕方、今回の大倉議員おっしゃっている方の募集につきましては、そのような対応をさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

免許証はね、要綱を我々が見て質問しておるんですよ。そんなこと全然関係ないんですよ。免許証ないので免許証を取るという約束とか、そんなことは関係ないですよ。免許証が要るとなっているんですよ。なぜ採用されたんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 先ほども御説明させていただきましたように、要綱には自動車運転免許証所有とありますが、うちのほうのホームページなり、地域おこし協力隊のサイトのほうに掲載させていただいたのは、運転免許証は削除させていただいております。

何回もの繰り返しで申しわけございませんが、面接時に町内の移動につきましては、自転車で活動できる、徒歩でも活動できるということをおっしゃっておりましたし、今後免許証取

得についても意欲的でございましたので、採用ということに至りました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、協力隊員は笠置まちづくり株式会社に勤務することが可能ですか、町長。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくり会社には、派遣研修という形で協力隊の活動をしていただいております。そもそもは町も出資している団体でございますので、そちらのほうで研修という形で、派遣研修という形で辞令のほうを出させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。先ほどの大倉君のあれしたこと。

町長（西村典夫君） 前田課長とも答弁は重なりますけれども、研修派遣という形で行っていただいております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃね、議事録を見ますと、28年9月議会で西岡議員に対する町長答弁が、「まちづくり会社の事務局に地域おこし協力隊を予定」と書いてあります。そして29年6月には、松本議員の質問に対して、副町長は、「地域おこし協力隊員をもって株式会社のほうの業務に当たらせることはない」と言明されています。これはどういうことなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊員をもってまちづくり株式会社の業務に当たらせることはないというのは事実でございます。その身分をもって、その会社の職員として業務に当たるということはありません。

今、町長並びに前田課長が申しあげましたのは、実務研修生としてまちづくり会社の実務に当たっているというのが現状でございます。これは業務従事とは違うということで考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 副町長、もう一度聞きますけどね、協力隊は、役場のほうで雇用させていただいているメンバーでございますので、笠置まちづくり株式会社の業務に直接かかわる

ことはできませんと言明されております。町長は、先ほど言ったように、雇用すると。なぜそういったことができるんですか。町長はできると、副町長はできないとおっしゃっているんですよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） まあ、派遣という、いわゆる公務員の派遣法に基づいて、そういうことができるか、できないかに関しましては、できません。条例上、笠置町の職員がまちづくり会社において派遣をされて、その業務に従事するというのはできません。今のところ、条例上、そういう規定はございませんので、制度上できません。

ただし、行政の実務研修に関しましては、そういう規定がございませんので、例えば笠置町の職員であったとしても、実務研修として、そういったところでの研修を行うことは可能でございます。

地域おこし協力隊員が、その業務に従事しているというふうに見受けられるんですけども、実際、私どものほうで制度的に適用しているのは行政の実務研修というところで、実際のまちづくり会社の実務に当たっていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

会社はね、従業員というふうにおられないと思うんですよ。常に彼1人がそこに勤務して、薪などをどこかにもらいに行って、わざわざ伐採して乾燥させて売っておられますよ。そんなことをしておられます。晩遅いときも電気ついてるときもあります。だから超過勤務を大分過ぎているんじゃないかということも考えられます。

だから本当に、移住・定住ですから、笠置に来て、家があって、そこで笠置で飯食うてっていうのはおかしいけど、本来の協力隊というのは、そういう役割だと思うんですけども、どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども申し上げましたように、地域おこし協力隊の大きなやっていただく中に、移住・定住を進めていく、そういうことも大きな項目に上がっております。今、やっていただいている移住・定住の取り組みもやっていただいておりますし、空き家バンクの掘り下げもやっていただいております。笠置町にとりまして、本当に貴重な隊員だと認識をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

協力隊員は全国で先ほど言ったように、1,000自治体で約5,000人、任期満了に大体610人がもう辞任されているということで、まあ地域とミスマッチという。笠置町では恐らくまだ3年以上おられないと思うんですけども、先ほど女性の方、1年足らずでやめられたということもあるんですけども、何人おられて、何人退職、すぐにミスマッチでやめられたんですかね。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度まで5名の隊員を任用いたしました。その中で現在残っておりますのは、2名ということになります。平成31年度から3年目に入る者、それから今年度1月から任用した者、この2人でございますが、ミスマッチで辞任ということになった協力隊の隊員さんはおりません。自己都合、これは話し合いの結果、ミスマッチではないという認識でしていただかないと思います。自己都合により1年で辞任された方、それから体調不良もございまして辞任された方。大倉議員がおっしゃっておられた方も自己都合により辞任ということになっております。今まで辞職される場合についても、面談もし、お話し合いもさせていただいた中で、ミスマッチとおっしゃいましたけれども、その認識はございません。失礼いたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ミスマッチは全国的なことを言っているだけで、町のことを言っていないんですよ。そんなことはどうでもいいんです。

次に、契約問題について質問いたします。

去年ですか、おととしか、旧植村邸が笠置町の所有権の移転になったか、家屋と土地なのか、結局、もう笠置町になっているんですか。登記はされているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど御質問いただきました物件につきましてでございますが、平成28年8月4日に土地が町のほうに所有権移転をしております。なお、物件につきましては、そもそも登記はされておりましたので、土地の所有権移転ということが28年8月4日に終えてお

ります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

28年、土地が町のものでしょうか、今おっしゃったのは。そして、物件は違うと。まだ旧植村邸のものでしょうか。そうおっしゃったように思ったんですけども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。今、ちょっと小林課長の答弁の補足をさせていただきますと、家屋・土地については、うちのほうに寄贈いただきましたが、建物につきましては、前所有者の方が未登記の物件でございましたので、それができていない段階での町の登記はできないということで、土地のみ登記させていただいているということです。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

28年8月ということは、もう契約が結ばれて土地代も払っているということですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの物件につきましては、無償の譲渡ということでございますので、土地代等のお支払いはしておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今現在、そのまま荒れたままになっていますけれども、町はどのようにされようと思っているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

この物件の活用方法ということでございますが、今までも活用していたように、例えば今、笠置町と交流などをさせていただいている企業さん、また大学、そういった方々との笠置町での何か一つの研究とか、これから何か調査をしていく、そういった活動の拠点ということで今後整備を進めてまいるようにいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

本当にそういうことができるんですか。今、改修費用はあれ恐らく大分かかると思うんで

すよ。といは落ちて、屋根も落ちてね。裏に行ったらイノシシいて、土砂がどんどん落ちてますよ、以前より。中も恐らく見てない、鍵がかかっているから見られないけれども、本当にそんなことをしていたら、物すごくお金がかかると思いますよ。そんなことができるんですか。前に聞いたときには、副町長はあそこは旧傾斜地で宿泊できないということをおっしゃいました。本当にそんなことができるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

宿泊というところでは、確かに議員おっしゃったように旧傾斜地であり、宿泊というところは考えておりません。宿泊のように改修するとか、そういうことは考えておりません。先ほど答弁させていただきましたのは、宿泊以外の目的で、あそこの、例えば家のつくりとか、その中に数々残されている、そういった今はないような家のつくり、そういったものを勉強しながら、活動の拠点ということで、何も宿泊ということは考えておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど言ったように、幾らぐらいの見積もりで改修とかも、28年とおっしゃったからね。そういったことももう既に、予算も上がっていないからね。なぜ予算も上げられんとね、思ったら、改修費を上げられないんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

改修費用ということになりますと、もう既に建物の使用目的、具体的な内容が決まっているということですが、その点まだ申しわけございませんが、こういった内容で整備していく、そこまでの話が煮詰まっておりますので、改修費が上がっていないかというところでは、改修費として今計上させていただいておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、次に旧吉田邸へいきます。これは笠置町に所有権の移転、家屋とか土地はなされたんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員おっしゃいました物件につきましては、平成30年6月4日に建物の所有権移転が所有者の方から町のほうに移っております。日にちといたしましては、平成30年6月4日になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 土地は。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長、土地の問題。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼いたしました。土地につきましては、譲渡は受けておりませんので、賃貸ということで、今現在、土地のほうは使わせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

所有権の移転は30年7月13日、原因は29年3月15日笠置町に寄附と出ております。そして、今おっしゃった土地はそのまま吉田さんのものになっている。これは聞きますと、土地は10年契約となっているそうなんですけれども、昨年5月にその土地代を町から払われたそうなんです。10年契約ですから、考えられることは、もう2年たっているわけね。10年たてばその家をどうするかという問題にも将来なってきます。壊して返すか、吉田さんにそのまま返すか。そんな問題も出てきます、10年後にはね。そうでしょう。土地持っている人は、そういうことをおっしゃいます。実際私、本人さんにいろいろお聞きしました。だから、法務局行って登記取ってきました。間違いなしに、そのようになっています。

だから、契約書も要するにおくれて契約を結ばれたということなんですけれども、契約書は何でおくれたんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

契約という点の御質問でございましたが、笠置町と所有者様との契約は、その年度内に契約をしておりますので、特におくれたというところの認識はこちらのほうにはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ここには、協力隊員が住んでおられるということで、家賃とは先ほど言った400万円の中から出しておられるのか、それとも本人さんが出しておられるのか。先ほど本人には

15万円の給与ですけれども、それ以外の400万円の中から出しておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

建物の家賃という御質問でございますが、笠置町のほうが地域おこし協力隊の活動費ということで、活動費の中から家賃のほうを対応させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それでは、次に、最後になりましたけれども、旧伊左治邸ですね。これは先ほど言いましたように、女性が去年5月ごろから入られて、1月に出て行かれた。そのときにね、伊左治邸と契約というか、修理はどこから出されたんですか。そのとき契約もあったんですか。契約にないような話も聞いておりますけれども、口頭ですか、それともどういう家の中を修理されて、どうしたお金の予算でされたのか、まずそれを。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず改修等の中身につきましては、国の予算等を活用させていただきながら、改修をしております。中の修繕ということでございますが、もちろん水回りのところの改修が多かったと記憶しております。

まずその修繕に当たりましては、もちろん所有者の方がいらっしゃいますので、その方に修繕する箇所、また内容、そういったところ辺の承諾というものはきちんと得て、そして改修及び修繕というところにさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、その方の家屋とか土地などはどのようになっていますか。町のものですか、そのまま伊左治邸のものですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

建物と土地の2点でございますが、土地につきましては、賃貸というか、お借りするという内容でございます。建物につきましては、町のほうに譲渡ということで、所有者の方とお話をさせていただき、その内容で進めさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、土地は賃貸とおっしゃいましたけれども、土地は譲渡ですか。私が2月8日に法務局で取ったのでは、まだ伊左治秀孝となっております。本当に譲渡されたんですか。これ、2月8日ですよ。私が法務局で取ったのはそのようになっております。本当に譲渡されたら、登記所へ行けば、当然先ほどの吉田邸と一緒に登記されているはずですよ、寄附という形で。されてないんですよ、2月8日に。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど私の答弁が間違っていたら、すみません、申しわけございません。土地のほうは譲渡ではなくて、賃貸ということで、譲渡は土地のほうは受けておりませんので、その登記、今お持ちの登記ですかね、そちらのほうは所有者の方のままになっているというふうに理解しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そんなね、大事なことですよ。土地は賃貸、さっき譲渡とおっしゃるのでびっくりしたんですけれども。なぜそういうことが起こるのかわからないですね。2月8日には、当然向こうの方になっております。それでいろいろと聞いていますと、私も木津川市に電話しました。本人さんに。そうすると、課長なり町長が何度も足を運んで来られていますから、もう結構ですとおっしゃいました。私は中身はもう聞きません。うわさはいろいろ聞いております。契約問題でもめているという話を聞いております。彼女もそういったこともいろいろおっしゃいました。それで梅の木の伐採のことも彼女は言うておりました。梅の木の伐採。これ、刑法、勝手に切ったらね、刑事罰になるとちゃいますの。なぜ梅の木を、これは私はうわさで聞いてただけですけども、本人が、彼女がそういうことを、梅の木のことも去年年末、言うておられました。なぜ他人の梅の木を切られたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 梅の木を伐採してしまいましたことについては、私の大きな錯誤でありまして、不注意でございました。このことにつきましては、伊左治様におわびを申し上げたところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そういうことで、何度も木津川市へ足を運ばれたんですか、2人で。そういったもめてる

話は以前から、去年の9月ごろから聞いておりました。そうして実際には彼女に聞いたのは12月過ぎてからです。彼女はそういったことを余り言いませんけれども、そういったことをちょっと1月に出ていかなというこで、そういったことをおっしゃっていました。彼女はそういったことを余り言わない人なんですけれども、残念なことに、本人はまだ笠置に残りたいような話も聞いておりました。

なぜ契約がしっかりされてないのに、そこに住まわせて、笠置町としては、そういうことをやってはいけないことですよ、梅の木切ることについても。だから本人の了解をそこに住むことに対して、結局は本人が出ていかならんような状態になるんですよ。契約がしっかりされてないから。

市民でもそうですよ。契約でしょう。どこぞの社会でも契約社会ですよ。だから、そうした本当に先ほど町長、梅の木、謝られたけれども、もうそのことで謝っても、木は元に戻らないんですよ。町長みずから草刈りをやっていたということも近隣の人から聞いております。

だから、本当にちゃんと契約事項を結んでから、やっぱりやってくださいよ。契約書は結局どうなんですか。取り交わされたのか、交わされてないのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正式な契約書はまだできておりません。伊左治先生とのお話の中で、今年度中、3月中に契約をしていただくような話を進めております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それでは、31年度に契約を結ばれるということですか。どういった契約で、条件は、それで誰が入れるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 30年度中に契約をさせていただきたいと思っております。あそこに誰が入るのかということにつきましては、まだ決まってはおりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、30年度中と言うたら、きょう26日ですよ。もうあと日がないんですよ。だから、そういった、本当にそんなことできるんですか。今まで9月から契約がどんどんもめとって、30年度と言ったらあとちょっとしかないんですよ。そんな契約が今さらできるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先方さんとお話の中で、3月中に話を進めていきたいと思います。

合意をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） いえいえ、町長、何度も言うけどね、本当にそういうようなこと、きょう26日ですよ。去年の9月ごろから契約問題でもめて、ずっと来ているんですよ。急にまた先ほどのいこいの館じゃないけども、急にそんなのできるんですか。そして、契約結んで、本当にどういった使い方、目的があってお借りするんでしょう。目的もなしにして、契約して、家賃だけ払うてね、何のためにするんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は先方さんにもぜひとも使わせていただきたいということは、熱意を込めてお願いをしております。どういうふうな活用を目指していくのかということでありますけれども、私は、先ほども発言させていただきました山村留学をぜひとも立ち上げたい。その中で、あそこのおうちをそういう施設に使っていきたい、そのような位置づけをしております。必ずこれは実現をしたい、そういう強い思いでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長ね、山村留学って、夏休み1カ月余りちゃうんですか。そのときだけそこに住んでもらうということですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 山村留学の仕組みにつきましては、いろんなパターンがございます。夏休みだけということもございます。また、1年間という仕組みもございます。笠置町にとりましてどのような方策ができるのか、そういうことをこれから検討委員会のようなものを立ち上げて、早急に結論を出して、それを実現に結びつけていきたい、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長ね、それじゃ、今までのように去年、女性が入っておられた。地域おこし協力隊の方は、もうそこに住まないということではよろしいんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そこに住まないという限定なしに、またしばらくの間、またそこを管理していただく、そういう立場で住んでいただく可能性もございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません、先ほど町長がここを山村留学としても使いたいという話で答弁されたんですけれども、この目的といたしましては、おためし交流住宅ということで、体験をしていただく、その部分がちょっと漏れていたかと。笠置町に移住・定住、山村留学を通じて、今後移住・定住を考えていただけるなら、ここをおためし住宅として何日間か使っていただく、そういう場所として使っていただければということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、その方が入られたとして、家賃とか土地代というのは、町が全部支払うということになるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

家賃等につきましては、地域おこし協力隊がその家に限った場合ではありませんが、地域おこし協力隊が活動の中で笠置町の中で建物を借りて住む。その場合につきましては、地域おこし協力隊の活動費の中から出費する、対応するということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それはね、協力隊は先ほど言った400万円の中からね。国の400万円の中からね。それはいいんですよ、わかっているんですよ。今言うように、山村留学、これに対しては、国の補助とかはないでしょう。だから、それは町から補填するのか、それとも入られる方が家賃とか払うのかどうかいうことを聞いているんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。体験で入られる方につきましては、使用料を徴収させていただいて、それを充当するということになります。それ以外の経費、それ以外というか、その使用料で不足が出る場合は町のほうから補填している形になってしまいますが、原則といたしましては、体験の施設を利用されたら使用料を徴収して、それを充当するというのは要綱上でもしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 細かいこと言いますと、当然に光熱費とかそんなものも当然に向こう持

ちということになりますね。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。使用料の中には、そういうものを含めて使用料を設定しておりますので、個別に契約していただくというふうには想定しておりません。例えば1日、1泊2日の入居であったりというときに、契約がどうかというところもございまして、使用料の中にそれを含めて1週間、また1日単位での使用料設定をしておりますので、そちらで対応したいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それではね、最後に聞きますけど、先ほど言ったように彼女が1年足らずでなぜ笠置町から、せっかく意気込んで来られたと思うんですけども、なぜ1年足らずで引っ越しされたのか。それがね、私も彼女といろいろ、彼女の家に行ったり、町なかで会ったときにお話し、大分したことをあるんですよ。

だから、そういった関係から、協力隊員でせっかく来られて5月から1月まで、1年もなっていないのに、なぜ引っ越しされたのか。1月の最終の土曜日だったかな、引っ越しされておりましたけれども、そういったことも踏まえてちょっと。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

協力隊員の任期といたしましては、当初任用いたしましてから3月末までという予定でございましたが、御本人さんの御家庭の事情がありまして、この住居の問題以前から1月で一旦海外のほうに行かれるということでございましたので、そもそも退任の日というのは、まず3月末までではなく、前倒しでこのときで任期終了ということで目指していただきました。御本人の自己都合というふうにこちらは理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

本人はまだいたそうな感じで私に話しておられました。どういったことで、先ほど言った免許証の関係とかね、こういう条件、免許証、私、彼女に聞きました。一度だけ木津川市の歴史講座があったときに、聞きに行くわと言って乗せて、木津川市まで行きました。そのとき、私が免許証あるんですかと聞いたら、ないですと、明言されました。だから、先ほど言

った要綱でそのことを言ったんですよ。だから要綱どおりにしてもらわないと困るんですよ。我々勝手に、町長がよく、認めた者はとか、よくありますけど、そういうのはだめなんですよ。要綱ですよ。条例じゃなしに、要綱でこれ免許証が必要となっているんですよ。そんな勝手なことやったら、議会要りませんよ。そういったことで、もう時間も来ましたので、質問は終わります。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。先ほど大倉議員のさきの質問でも、協力隊の任用条件、朗読させていただきました。そのときにも説明させていただきましたように、要綱、これは町長決裁で要綱等を決めさせていただいております。募集に当たりまして、面接した時点で運転免許所有がないけども、町内は自転車での活動、徒歩でも活動できる、また今後取得をしたいというふうにおっしゃいましたので、任用ということに至ったということです。

それから、御本人さんには1月で一旦自己都合でやめられるときも、希望があって募集がされる場合でしたら、新たに募集してきてくださいというお話はさせていただいております。これで、しては困りますなんてお話は一度もさせていただいております。

ただ、大倉議員が今までの質問でおっしゃいました内容につきましては、任用、この方も非常勤であります、町の公務員、嘱託職員ということですので、守秘義務に違反してしまうような内容も含まれているようにも感じますので、ちょっと今後御本人さんのほうにも、再度募集されました折、また退職後も守秘義務というものは厳守していただかないといけませんので、ちょっと御注意させていただくということをさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほども申しましたように、4月以降、御本人さんこちらに帰られてから、再度募集していただくことを町としては拒んでおりませんので、希望がありましたら、また募集していただき、面接させていただき、採用させていただくということも検討させていただいております。

その旨も御本人さんにもお伝えしておりますので、何ら免許証の件があるから最初から拒否しているものでもございませんし、言いましたように、そのときの募集の採用条件といたしまして、免許証の部分は外している場合もございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

もちろんね、3年間が上限ですけれども、1年更新でね、やれるということなんですけれ

ども、先ほど言ったように、やはり条件が、要綱を何遍も言いますように、運転免許証を取るじゃなしに、要綱では免許と書いているんですよ。取るではだめなんです、進行形では。進行形ではだめなんですよ。

それと、先ほど言ったように時間のね、彼女はあと1年大学行かれます。本人から聞いております。通学定期を持っておられます。だから先ほど言ったように、時間がね、スパンがね、本当に週何時間というのをできるんですかということ、その2点をわざわざ課長に読んでいただいて、質問しているわけです。これはだめなんですよ、本当は言って。いてほしいけれども。だから4月からまた、それはちょっと無理、条件的に無理じゃないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

雇用を進めておられるのか、拒否されているのかというところで、ちょっと困惑しているところがございますが、先ほど言いましたように、要綱ですので、免許の部分については、削除させていただくか、検討、どのようにするか、また庁内のほうで決めたいと思います。

言いましたように、4月以降、3年の任期がございます。本年度の任用につきましては、1年分になりますので、あと2年、この方については任期もございますし、活動日報等を提出していただいて、時間数、地域おこし協力隊としての活動と認められる部分につきましては、賃金もお支払いさせていただいております。38時間45分きっちりと、この時間勤務できる方でないといふことにはしておりませんので、ですので、学校に行かれていますけれども、地域での活動に力を注ぎたいというふうにおっしゃっておいりましたので、そういうところで任用させていただきました。

今後も常勤週5日勤務というのもございます。1週間38時間45分勤務していただく場合もございますが、今回のこの方のように、短時間の勤務でも地域おこしにかかわっていただける内容でございましたら、短時間勤務でも募集し、任用したいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） これで終わります。時間がもう来ましたので、これで終了させていただきます。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前 11 時 25 分

再 開 午前 11 時 39 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

6 番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

先ほどいこいの館の委員長並びに田中議員の質問と重複するところがあると思いますが、再度お聞きします。

町民の声として、いこいの館に関して質問します。いこいの館の評価はすこぶる悪いです。議員の聞かれていると思いますが、どうですかね。指定管理者制度を取り入れて、運営を民間のノウハウを取り入れ、黒字経営に持っていき、初年度は 1, 200 万円の赤字からだんだん減少して黒字に持っていくという話で進んでいるわけなんですけど、30 年度は赤字といえますか、指定管理料 1, 200 万円、フェイスさんの赤字が 1, 050 万円、くみ上げポンプの故障、損害補償額として 230 万円が請求されています。結果からすると、2, 480 万円の赤字となります。

また、30 年 8 月に指定管理者より提示されている修理、その金額が 31 年 2 月 26 日に提示され、その金額 1, 900 万円、その他、20 年来修理していない電気関係は入っておりません。管理設備の維持保全、第 17 条は町の自己費用で責任において実施するとありますが、31 年度は町財政 15 億円で、いこいに 4, 500 万円かけてよいと思われているのか。30 年度の赤字対策はどうするのか。今後の対応について、町長にお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館の運営に関してでございます。

1 年目、議員言われますように、指定管理料をはるかに超える同額程度の赤字が発生したと聞いております。そのことにつきましては、やはり指定管理者制度の利点といえますか、そういうところが十分に発揮できなかった、されなかったということもあろうかと思っておりますけれども、想定していなかった事態もたびたび起こってしましまして、このような結果を引きずる結果となったと、そういう点もあったと私は思っております。

このかかる経費が、それが町にとって妥当であるかという、そういうことでございますけれども、この点につきましては、十分町民の皆様の理解もいただくように、いこいの館のあ

り方、またそういうことも十分理解をしていただき、こういうことにまた議員の皆さんとも協議をさせていただきまして、こういうことにつきましても対応をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

私は、31年度に町財政の予算が15億円、その中で4,500万円をいこいにかけていか、これは町財政に物すごく大きな負担ですよ。こういう結果が出てるんだったら、この赤字に対してどうするのか、それを聞いているんですよ、対策を。どうするんですか。町民に納得させるんですか。

これは考えてみれば、税金ですよ、町民の。町長はこういう点、30年度の赤字対策はどうするのか。そして、今後の対応はどうかということについて、再度お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度当初予算が15億何がし、そういう中でいこいの館につき込むお金が4,500万円という中で、大きなウエートを占めている、そういうことでございます。いこいの館に使わせていただくお金は、基金からの取り崩しということになるんですけども、それも言わずと知れた税金でございます。

やはり投資するその意味といいますか、やっぱりいこいの館にこれだけ投資して、存続させていく、そういう意義といいますかね、そういうことをもっとはっきり明確に持って、町民の皆さんにも説明を申し上げまして、御理解をいただいて対応をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） この4,500万円について、この税金を町民に説明するという回答ですが、どういう方法でやられるんですか。これは29年に一応評価されてますね。いこいの館はもう閉鎖せんならんというように回答出てますね。しかしその中でですよ、町がいこいを置いておくおかげで経済効果が出るという方面で今もあると思うんですよ。違うんですか。

しかし、4,500万円も金を突っ込んで、4,500万円ですよ。突っ込んででも、それをやるという意図はどこにあるんですか。まして、いろいろ出されている統計では、町民の利用客が減少しているんですよ。その理由は何なのですか。それらの対策はどうするんですか。もっとはっきりした答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度、いこいの館に計上しておりますのは、指定管理料1,200万円でございます。あとの分につきましては、まだ議会の皆さんとも相談しておりません。ただ、前向きなスタートラインにつけるような改修をお願いしますということで、その中身につきましても、まだこれから十分精査をしていくことでございますので、今の時点で予算計上しておりますのは1,200万円でございます。いこいの館検討委員会におきまして、現状のままならば閉館やむなしという答申をいただきました。

けれども、笠置町の経済に貢献するならば、2年間の指定管理をやはりその結果を踏まえて、最終的な結論を出すべきだという答申をいただいております。そういう中で、今、1年の指定管理が終わろうとして、2年目を迎えようとしております。ことしの10月ごろには指定管理の様子を見て、2年間の結論を出していかなければならない、そのように考えております。

町民の皆さんの利用が少なくなっている、これは本当にゆゆしきことだと考えております。以前は、地区にバスで送迎をしていた、そういうこともございます。そういうことも指定管理者さんと相談をさせていただき、そういうことも改めてやっていただく、そのようなことも指導していきたい、かように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

私は、15億円の中で4,500万円のいこいにかかる金額が町にとってどうかと、そして、何回もしてるが、30年度の赤字を見て、31年度はどういう対応をされていくのか聞いているんですよ。いこいの送り迎え、それでこの4,500万円とか、2,000万円の赤字がカバーできると思っておられるんですか。どうなんですか。そういう点、話は質問に対して率直に、簡単に答えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 30年度の状況を見て、31年度はどう取り組んでいくのか、そういうことでございます。指定管理者さんにも指導しているわけでございますけれども、コストカット、またいろんなデータが今、集められております。そういうデータを用いまして、やはり時間の短縮や毎週水曜日を休みにするとか、そういったコストカットを大胆にやっていただき、またいこいの館のいいところをもっとPRしていただき、そういうふうな収益を上げていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） これね、何遍も言いますけど、これ回答になっているんですか。今、現時点で物すごく大きい金額ですよ、赤字。それで今、答弁された方法で改善されると思いますか。もうね、いこいの館自体を、使用目的を変える時期に来たのではないんですか。その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来、答弁させていただいておりますいこいの館の使用目的を変えたらどうかという提案でございますけれども、先ほども申しましたが、いこいの館検討委員会におきまして、2年間指定管理をやり、その後、町としていこいの館のあり方を最終的に判断をしていきなさい、そういう答申をいただいております。ことしの秋ごろには今の指定管理の状態がどのようになっているのか、その辺をきちっと精査いたしまして、いこいの館、32年度に向けて、どのようないこいの館であるべきか、その辺は皆さんとともに協議をして、結論を出していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今の回答で、いこいの館検討委員会という話をされましたね。ちょっと話がおかしいんじゃないですか。わかりませんか。先日やられた契約、年度協定書というのがあるわけですね。違うんですか。これは19日に契約されてますよ。違うんですか。そして、2月26日にやって、3月5日にやって、それでもこのいこいの館、年度協定書の話は一つも出てきませんよ。そして、22日の日にこれを提出された。この内容について、今言われていますいこいの館対策委員会に提出され、協議されたんですか。どうなんですか。発言されていること自体がつじつまが合わないと思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 年度契約書をいこいの館検討委員会に提示はしておりません。検討委員会は答申をいただいた後、今は解散をさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

提示してないと、協議してないということは、行政はこれは勝手に判こを押されたんですか。代表者、笠置町長西村典夫で判こを押されてますね。30年度の契約書にはなかった第5条が入ってますね。これはどういうことを意味指すんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 契約を結ぶことにつきましては、町長の権限で契約できる、そのように解釈をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

町長の権限でやったということですが、これに関して、町長は責任を取られるんですか。どうですか。我々の議会の承認なければ、これは成り立たないんですよ。町長の権限でやったと言われることは、町長、本当に責任を取られるのか、その点どうなんですか。内容を見ながら御返答願ったと思うんですが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の権限で契約書を結びさせていただきました。その契約書の中には、当然議会の皆様との承認といいますか、そういうことも必要になってきます。そのことにつきましては、十分な資料も整えて協議をさせていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 協議をさせてもらいたいという答弁ですが、これは通らなかったら、どうするんですか。朝のいこいの館と一緒にですね。否決されているんですよ。それはどういうことを意味されているんですか。ちょっとこのあれがわかりますか。31年度の指定管理を行う中で、施設、設備、運営経費、営業内容等についてと、運営経費があるんですよ。今のうちに、1,200万円払って、また指定管理者のほうで1,050万円赤字を出しています。そういうときに、困ったということになれば、これは交渉に入る、誠意を持って解決に向かうと上がっているんですよ。

しかし、一番最初の30年度は1,200万円を出して、それ以上町から出さないという話だったんじゃないですか。なぜ変わったんですか。その点どうなんですか。この条文はこういうことを指しているんですか。また、6条はこういうことを言うているんですか。意味がわかっているんですか。誰がつくられたんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、5条についてのことでございます。朝からも答弁させていただいておりました。指定管理を受けていただいた後にふぐあいが出てきた、そういうこともございました。また、想定外のことも起こりまして、指定管理者さんに十分な指定管理をやったただくのが困難といいますか、すごくマイナスになってしまったという点がございました。その点につきましても、やはり行政といたしまして協議をさせていただきたい、そのように

考えております。

31年度におきましても、そういうことでお客さんが現実的に減少したという事実がございます。そういうことから起因して起こったということでございますので、そういうお客さんが次に戻ってくるかと言えば、やはり年月がかかる、そういうことでもございますので、指定管理料1,200万円の中で頑張ってもらわなければならないけれども、運営をやっている中でどうしても運営が困難に陥ったというときには、協議をさせていただき、行政といたしましてもしかるべき対応というのは必要かなと考えております。

6条につきましては、そのようなことに関しまして、撤退というのもありきだということをおうたっております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 町長、今ね、発言されている意味がわかっているんですか、どうなんですか。今発言されていること、わかっているんですか。どうなんですか。もう一度説明してくださいよ。私の質問がわかりますか。わからないんですか。やはりですね、笠置町の執行部のトップとして、十二分な回答をされたいと思います。今、私は一つ最初に、利用目的を変えたらどうかということを行いました。しかし、今の状態で温泉施設で運営するということですね。しかし、22日の日はいこいの館は黒にならないと断言されているんですよ。そういういこいについて、町の財政、税金を永遠と使おうとされているんですか。

また、設備についても、先ほども言いましたとおり、30年の8月に改良費1,900万円出ているんですよ。それに何も手を打たず2月26日に提出されました。その金額が1,900万円ですよ。そのときの返答は何だったんですか。後手後手に廻った、行政の責任ですと答えていますね。その責任をどのようにとられるんですか。町民にそれを説明できますか。責任はどのようにとられるんですか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館、いつまでも公金をつぎ込んで町の財政を圧迫していく、そういうことについて、利用目的も変えていくべきではないかという、そういう御意見だと思います。いこいの館は単体ではやはり経営が難しいという、そういうことは今取り組んでいる中ではっきりしてきました。そういう中で、いこいの館単体ではなくて、エリア的な経営をやって、いこいの館の赤字の分を埋めていく、そのような仕組みをつくり上げて、税金を投入しなくてもいい、そのようないこいの館に再生をしていく、そのような仕組みをつくらなければならないと考えております。

そういう責任をどうするかということにつきましても、そういう体制をつくり上げて町民の皆様の、やはり健康増進の施設、またいろんなゲートウェイとしての観光の拠点として、そういう位置づけをしっかりと築き上げていく、そういうことが私の責任かと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今、答弁もらったんですけども、夢のような話ばかりですんで、もう昼になってますんで、暫時休憩して、昼から再度討論したいと思いますんですが、議長どうですか。

議長（杉岡義信君） ただいま 6 番議員、松本俊清君の一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩をさせていただきます。お昼は 1 3 時 1 0 分から始めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 0 9 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6 番議員、松本俊清君の一般質問を続けます。松本君。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

先ほど、この赤字対策という形で質問をさせてもらったんですが、そのときの回答で、エリア的な経営の仕組みを考えなければならないと答弁されていますが、これはどういうことですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） エリア的な経営を生み出していくということにつきまして、今、官民連携プラットフォーム事業におきましても、いろんな企業の方から御意見などをいただいております。そういう中で、いこいの館、またキャンプ場やボルタリング場や、いろんな魅力があると、そういうことにおきまして、一体的な統合経営ができるのではないかと、そのような企業さんからの声も聞いておるところでございます。笠置町といたしましても、いこいの館単体ではやはり大きな税金を今後も投入し続けていかなければならない、そういうことを打破するためにも、いこいの館やキャンプ場などを含めた一体的な統合経営を目指していく、そういうふうな方向で考えておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今の中で、総合経営、その次にキャンプ場という言葉が出たと思うんですが、これはどういうことですか。キャンプ場は、何ていうんですか、早く言いますと、町が国土交通省より許可が出て、笠置町が管理を1社、観光笠置に委託をされているんですよ。これは早く言うと、観光笠置は、補助団体で法人化されています。これは一応企業ですよ。ここを一体化すると、ここを使うということは、観光笠置をつぶすということですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 観光笠置さんを壊す、そのような気持ちは全くございません。観光笠置さんにおかれましては、常日ごろ笠置町の観光のために役員の方はボランティアで頑張っていていただいております。そういうことにつきましては、敬意を払っておるところでございます。キャンプ場といこいの館を統合して経営をしていく、そういうことも選択肢にももちろん考えておるわけでございますけれども、その中におきましても、観光笠置さんが参入していただくというのが、もちろんありでございますので、その辺はまたいろんな話を重ねさせていただきまして話を進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

そうすると、今質問しました観光笠置、どのような処理をされるんですか。そのままあったままでこれを一体化されるんですか。それで、今の話によりますと、いこいの館は黒にならない。だから、キャンプ場と合体したような形で今言いました最初の赤字をカバーしていくという方針なんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 片方の経営が苦しいところを片方で補っていく、そういうことも根底にはあるわけですが、エリアの統合につきましては、やはりいこいの館、またキャンプ場を持っている値打ちというんですかね、そういうものを統合することによって、さらに高めていく、そういうことが大前提でございます。そのことによって、経営がやっていける、そういうこともあるわけですが、大前提といたしましては、両方、またはいろんなエリアにつきましても相乗効果を高めていく、そういうことが大前提で考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、答弁してもらったんですけれども、これはなっていないですね。私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。要するに、今の案では、いこいの館とキャンプ場を一括して、

キャンプ場でもうかっている利益をいこいに回して利益計上されようとしているのか、その点どうなんですか。わかりますか。その点はどういうぐあいになっているのか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 町長の答弁を補足させていただきます。

いこいの館が赤字だからキャンプ場の利益へそちらへ回せという単純な話ではないと思っております。先ほどもおっしゃられましたように、国土交通省より占用許可を受けてはおりますが、委託という今の形態がなじむか、なじまないのか、本来的には指定管理者という制度を導入して、公募を行い、その中で条件としてキャンプ場、そしていこいの館、あるいはもう少し上流域のエリアを含めた、そういう一体的なエリアの管理運営というものをお任せできるようにしていくというのが本来の話であって、キャンプ場の収益が即いこいの館に回るということではなく、経営体として一元化をし、その中でキャッシュフローをしていくというようなことをございます。

当然、いこいの館が今のままの状況であれば、赤字の垂れ流しがどんどんというようなことも続きますので、いこいの館を最低限必要な機能を残し、赤字が出ない状況へ当然持っていった後の話であるということをお理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、副町長からいろいろ説明は願ったんですが、この話によりますと、今発言されたということは、一応観光笠置にも連絡は行っているんですか。そして、31年2月26日に提出されました笠置いこいの館のあり方と将来ビジョンという案を出されていますね。その中で、2番目にいこいの館、キャンプ場、管理運営一元化による観光経済を運営する中心組織を置くということになっていますね。その中で条例化ということをやっていますね。その点はどこまで進んでいるんですか。町長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） キャンプ場につきまして、今、位置づけがはっきりしていないというのが現状でございます。設置条例などをきちんと条例化して位置づけていく。その中で指定管理を導入していくという流れでございます。今、観光笠置さんとの具体的な話はまだしておりませんが、そういう流れで考えていることには訴えをさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） これですね、先ほどから何回も言っているんですけども、町民にそう

いうのんびりなことをやっていて通るんですか。先ほど言いましたように、4, 500万円が31年度の予算に入ってくるんですよ。1, 320人の中で、町民1人当たり何ぼの負担になるんですか。そんな悠長なことを言うるときですか。その点どうなんですか。回答してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いつまでも悠長なことを言っている場合ではない、そのように考えております。指定管理は2年間をやって、そこで結論を出していくということで位置づけております。ことしの秋におきましては、状況を判断して、次のことを考えていく、そういうことで位置づけておりますので、御理解をお願いいたします。

町民の方に幾らになるのかという、ちょっと今計算はできておりませんが、前へ進めていく積極的な投資だと位置づけております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 積極的に進めるという話ですが、町民に、先ほど言いましたように1人頭、あの金額でどういう方法で説得されるのか。説得される自信があるのか。私それを疑問に感じるんですね。これ以上、町長に質問しても同じですので、22日の件について、町長にお聞きします。あのときに発言されましたね。30年度赤字、指定管理者のほうで1, 050万円出た。そのほかに、先ほど言いましたポンプによる営業に損失が出た。230万円。そのほかにもう一つ、100万円ではいけへんから、200万円であといきたいというような答弁をされてますね。その答弁の返済方法は31年度に補償していくという発言をされているんですが、これは一体どういうことですか。町長が発言されました。間違いないですか、それに対して。なければ答弁お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 間違いはございません。先ほど来からも答弁させていただきましたけれども、指定管理を受けていただいた後、予期せぬ事態が起きました。そのことにつきまして、指定管理者さんにとりましては、すごく不利な状況になってしまったということが現実になってしまいました。やはりその中で、お客さんが遠のいたということも現実ですので、そのことにつきましてはしっかり向き合って、協議をして対応をさせていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、おかしいことじゃないですか。30年度の赤字を31年度で補填するということですか。そんなばかなことがあるんですか。もし31年度赤字が出れば、32年度に指定管理者にその赤字分をまた払うんですか。

そこで、先ほど言いました5条に入っているんですよ。運営経費に入っているんですよ。赤字出したからって、町が、行政が金を補償して立てかえてくれると、そんなばかな、言いかえれば楽な経営はないんですよ。その点どうなんですか。何回も言いますが、町民の税金をどうしてこのように使われるんですか。だから、先ほども言いました。使用目的を変えたらどうですか。しかし、町長は観光でいきたいと言い切るんですね。閉鎖してもいいんですよ。売却してもいいんです。用途を変えて老人ホームにしてもいい。まして65歳以上が50%占めているんですよ。そういう中で町としてあるべき道は、そこに固執せんのかということをお私に思うんです。

いつまでもあそこに置いておくと、賃借でも結構ですよ。そういう考えが湧かないんですかと、その点どうなんですか、これ。私は質問しているんですけども、全然返答が返ってこないじゃないですか。町長はそれで私に対する返答とお思いですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度におきまして、経営が苦しい、そういう場合におきまして、運営経費について補填していくのか、そのことにつきましては、安易な気持ちといいますか、安易なそういう判断でできるものではないと考えております。誰もが説明を聞いて、これならばという、そういうふうな場合こそ、こういうことがしていくべきだと考えております。

いこいの館につきまして、いろんな考え方があろうかと思っております。指定管理が終わった後、売却、また使用目的を変える、また無償譲渡等と、いろんな今選択肢をお示しているところがございます。そのことにつきましても、指定管理が終わったとき、ことしの10月ぐらいには大体のめどがついてくるだろうと思っておりますので、その中でどういうふう、何を選択していくのか、笠置町にとっていこいの館はどういう存在であるべきなのか、その辺は皆さんと、また町民の皆さんとも意見を十分交わして、将来10年、20年後の笠置をどのような笠置にしていくのか、そのような中でいこいの館がどのような存在があるのか、その辺はそういうことを見据えて判断をしていかなければならない、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 先ほど大倉議員も言ったように、町長からは、30年度に発生した赤字

補填は考えているという意味を示されていますね。これはですね、私にとっては全然町長を信用できないんですよ。どうであれ、30年度のやつが31年に補填すると発言されている。これは非常に町長、なかなかいいことを言われますよ。しかし、今の町長では私は信用できません。私個人としては、言葉を変えれば、不信任案ですね。もう少しはっきりしたことを出して前向きに進んでもらいたいと思います。

それで、今観光、観光とよく言われるんですけども、考え方によると、笠置町に暮らす人に喜びがあって、遠くから観光に来る人がいる、違うんですか。笠置町は遠くから来た者は喜びますが、町民は先ほど言いましたように、こういう面で物すごく税金で苦しんでいるんですよ。無駄遣いかどうかわかりませんが。違うんですか。観光は、教育・文化政策であるべきであって、経済的効果は結果論なんですよ。50年、100年先、笠置町の子供たちにいかにその文化を伝え残していくか、また存続する人材を見つけて育てていくか、これが本来の観光の使命だと私は思います。

だから、キャンプ場の現状が今のよういつまでも続くわけじゃないんですよ。人が非常に来ているということの現状はないと思います。最初に、和束町が川の駅、木屋にできるといように報道もされています。今の入場者がふえるかということにも疑問があります。それと同時に、日本経済がある程度後退局面に入っていると思うんです。そういうことを考えると非常に観光客は減少する、そういうふうに思われます。

それで、町民の負担を今のように増加して本当に取り組むべきか、検討しなければならないと思います。地元の人、笠置町民が愛情を持って暮らしてもらう、これが本当の町の価値を高めるものだと思います。そういう町に観光客が来て、よかったなど、そう思うことが大事やと。しかし、今の笠置町はどうなんですか。町外に移住する者が増加し、これが本当の観光で活性化していこうと思われているのか。そういう点で、やはり再度考え直してもらって、検討してもらいたいと思います。

では、もうこれ以上言うたかて同じですんで、次の質問に、もう質問に対して回答を聞きたいんですが、今までの答弁からすると、一向に私の案には答えになっておりませんので、聞く必要はないと思います。私の言ったことを十二分に理解してもらって、前向きに検討してもらえれば結構です。言うだけやったら誰でも言いますから。

では、その次の質問に入ります。

猿対策なんですけど、今、笠置町の取り組みとして、どのようになっているのか。イノシシ、鹿は補助金で創出して駆除または被害が非常に少なくなってきました。ところが、一

方、猿が集団で農作物を荒らし、人家まで押し入り、屋根の瓦を割ったり、そして農作物の食べかすをそこに放置すると、そのためにといなどが詰まるというような被害が出ている、こういう問題について、駆除の要請があるかどうかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 近年、イノシシや鹿、猿等による鳥獣の農作物被害等が多発しております。中でも猿の被害は深刻で、農作物被害もさることながら、人家への生活被害や人へと威嚇行為等が報告をされて、人的被害が懸念をされております。そのような中で、町では京都府が策定しています第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年有害鳥獣捕獲対策協議会を開催し、被害防止のための捕獲と、被害防除対策に取り組んでおります。

また、農作物被害防除に関しては、京都府の緑の公共事業野生鳥獣被害総合対策補助金を活用し、町内の農作物の被害駆除と農家への支援に取り組んでいるところでございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

猿の駆除ということでございます。猿につきましては、皆さん御承知のとおりと思いますが、非狩猟鳥獣で狩猟したり、捕獲することはできない鳥獣でございます。しかしながら、農作物被害が甚大であるとして、被害防止のための捕獲を猟友会に依頼し、実施していただいているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、猟友会に委託しているということは、結構なんですね。そのときの予算案は64万円ぐらいが計上されていますね。それと、今言われましたように、ニホンザル等の特定の鳥獣管理計画というような方面に10万5,000円の予算は計上されていますね。合わせて。しかし、猿になってきますと、集団行動をするんですよ。御存じのとおり。2匹、3匹を捕獲しても意味がないんですよ。

そして、今、猟友会の方は笠置町に何人おられるか知りませんが、おいおい年を取ってこられて、それに対応していけるか、そういう対策はどのように取っておられるのか。2匹、3匹捕らえても全然意味がないんです。そして、捕ったとしても、その集団が例えば切山で捕った、その後の集団は有市のほうにいく、有市でまた捕る。捕ってまた東部のほうまで行くというように移動しますんで、やはりそういう点で十二分に猿の集団行動に対して、徹底した方法をとってもらって、やはり住民の暮らしやすい方向に持って行っていただきたいと

思いますんで、特によろしくお願ひします。これで以上です。終わります。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

続きますして、7番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

ホームページの管理運営についてお聞きします。

飛鳥路の沈下橋についてですが、大雨のときに橋が浸かってしまったり、安全確保のため通行どめになる場合がありますが、町外におられる飛鳥路地区に親御さんを持つ家族さんが、心配されて親を訪ねる際に、町のホームページでも水位が確認できないという悩みを持たれていると。国土交通省のホームページを見て、こっちに来られるか来れへんかというのを判断されているらしいんですけども、町のホームページから確認できるようにはできないものなんでしょうか。お伺ひします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

国土交通省のライブカメラは、うちのほうとリンクは可能やというふうにお聞きしました。バナーを張って直接ホームページから入れるということも進められると思うんですけども、水位情報とか、ちょっと注意書きを何か入れられたらなというのが、建設産業課のほうとも思いもございますので、直接バナーにするのか、入りやすい何かちょっと方策をとって、見ていただきやすいふうに考えたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 今、雨は少ないので、今のうちにしてもらって、春先から雨、水位が上がってくるようなまでに準備を整えていただけるようによろしくお願ひします。

続きますして、笠置駅駅前景観についてお伺ひします。

駅前の整備が竣工され、竣工後の景観がいかげなものであるかという話がたびたび町の中でも聞かれますし、僕個人的にもやはり駅を利用したときに、観光がメインの町やと言われながらも、桜の木を撤去された後の箇所についても、あそこは花壇なのか、それとも何なのか、あのコンクリート製の看板は要るのであろうか、いつまでパイロンと黄色と黒のバーで対応されるのか。本当にお客さんを迎える玄関口としての拠点整備として、あれが最終の着地点でいいのかどうかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼します。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

駅前整備ということで、数年かけまして、駅前の今の改修になったわけですが、まず1点、桜の植栽のところ、以前御近所さんから、なかなか落ち葉とかでちょっと悩みがあるということで、今、ああいう形になっておりますが、やはり坂本議員おっしゃいますように、駅を降りて、笠置の入り口ということですので、今後は例えば何か植栽、そういった形でやはり降りて、目の前にきれいなものが広がる、そういった植栽的なことを考えていきたいというふうに、今、庁内のほうで検討をしております。

あと、コンクリート製の看板の件でございますが、あの看板も設置してからもう数年たっております。中身も現在とそぐわないところもございますので、今、町内の看板数カ所、特に改修が色あせているとか、そういったところは今修繕に取りかかっておりまして、内容につきましてもアウトドアができるといったところを押し進められるような看板の内容の作業に着手しております。

あともう1点、パイロンの件でございますが、車が進入するおそれがあるということであいう形になっておりますが、逆に歩行者の方に対しては、少しでも邪魔になっていたり、車の幅寄せをして乗り降りする方にとっても、若干邪魔なところもありますので、そこはどのような方法がいいのか。最初考えましたのは、車が間違っって進入しないというところでパイロンの設置をしていたのですが、景観上の点、加えてまた安全上も考えて、どのような方法がいいのか、ちょっと今、現在検討している途中でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

コンクリートの看板なんですけれども、あの辺の位置やったらね、よく今、観光地に顔抜きの写真撮れるようなものだったりとかがはやっていたりするんですよ。笠置にも笠やんもおれば、笠置ROCK!のノボルンジャーもあると。そういうような中で、今どっちかというと、広告宣伝費というのは、なかなか自分たちが使うものではなくて、これぐらいSNSが発達している、スマートフォンが1人1台持っているような世の中なんでね、そういうものを使いながら、観光アピールできるような商材を1つのお金で3つも4つもできるというぐらいのことを考えていってほしいなと思います。

続いての質問に移ります。

先日、新聞報道で笠置町が限界自治体になったと報道されました。記事の中で、町長が、

悲観的には思わないと、お年寄りが活躍できる町、移住・定住の推進をとおっしゃいますが、今年度も移住・定住の事業もあり、CCRCの事業も実施されていますが、なぜ数字として成果があらわれないのか。これまでの目的と目標、数値等、具体的にお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まず、移住・定住の件でございます。笠置町まち・ひと・しごと創生戦略にも掲げております。とにかく当面、空き家バンクの登録物件数10件を目指して、実現していく。今も10件以上の応募があるわけでございますから、とにかく10件の空き家バンクの登録物件を確立していく、そういう中でマッチングを仕掛けて、1人でも多くの移住者を迎えていきたい、そのように考えております。

また、アクティブシニア、CCRC事業でございますけれども、CCRCの移住者は20人を目指しております。あと中高年の新規就労者につきましては50人、年間観光入り込み数は年間30万人を目指して取り組んでいるところでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 不可能だろうなという数字が出てますよね。50名、じゃあ何で笠置の事業があるのというぐらいのことだと思います。しかも移住・定住についても、空き家バンクと、空き家バンクというネームを使っていれば、それに取り組んでいるという錯覚を起こせるような現状だと思うんですよ。実際じゃあ、空き家バンク、空き家対策、空き家に住んでもらう移住・定住してもらおうという中で、じゃあどれだけの予算が組まれていて、何人それで雇用して、どういうことをしているのかということの説明してもらえますでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家バンク、確かに空き家バンクは家を御紹介するだけでは、絶対人は集まらないと。やっぱり笠置で暮らす、そういうところをもっと発信していかなければならないというふう考えております。

予算幾らかということですが、今回、31年度の当初に計上しておりますのは、移住・定住、空き家の改修というところで、改修費として上限180万円、また空き家の中の荷物とかを流動化するというところで1件につき10万円、それぞれたしか3件だったかと思っております。その計上をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 雇用されているのかどうかというのが漏れています。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼します。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。雇用の件ですね。漏れておりまして、申しわけございません。

移住された方がそのまま町内のほうの雇用に直接結びついているかというところを、今までの移住者のことを考えてみますと、やっぱり町内に移住されてきても、町外のほうに働きに行かれている、また逆に町内で空き家とかを改修されて、お仕事、生業を始められた方が、逆に笠置に住んでおられるかと言えば、場所、作業場があっても住む場所がないというのが現状でございます。

今年度、雇用創造協議会などと、また商工会、商工観光課と連携して、空き家だけじゃなくて、笠置に住んで生活ができる、そういった体制を今後とも強化していこうというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

僕の質問がちょっと難しかったようで、課長に伝わっていなかったんですけども、僕が聞いたのは、移住に特化した人間を町が雇用しているのかどうかという点でお聞きしたので、職業がね、住まわれた方が選択するのは自由なので、無理くりつくれという話ではなく、町が移住施策に対して人をあてがう気があるのかどうか、それが本来、来年度当初予算で反映されているのかどうか、その辺についてお聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

商工観光課といたしまして、空き家または移住、その担当課に1人おります。また、今後その地域おこし協力隊の中にも、そういった空き家、移住の担当、また住民さんの中にもお世話になっております移住呼びかけ人さん、そういった方々と連携しながら、町といたしましては、今、商工観光課の中に職員としては1名、移住・定住、空き家促進の担当者がおります。

移住・定住に関する予算につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、空き家バンク、空き家の改修という、その予算と、あとは雇用創造協議会なりと連携する、また商工会への移住、また雇用というところの予算の補助というところで、町独自としましては、空き家の改修の予算のみでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 人件費はないということだと理解しました。

何が言いたいかと言ったら、それに特化した人間をきちんと雇わないと、まあ、前向いて走らんということだと思うんですよ。やっぱり町の職員もほかの仕事も抱えていますし、じゃあ、移住に特化した仕事ばかりできるのかと、そうではないと思うんですね、現状。南山城村については、非正規のアルバイトの子と嘱託職員に1人、雇用しているわけですよ、移住に対して。

じゃ、笠置町は空き家登録も少ないとか、空き家の発信状況も少ないと、現行子育て対策で牛乳代として月7,500円まで認められていますけれども、じゃあ、今の時代、牛乳を飲む家庭がどれだけあるんやと。ほんまに牛乳に対して7,500円というものだけでええのか。もうちょっとグローバルに、例えばオーガニックの食材に対してもいけますよとか、その家、その家の食育に対して、これだけのお金をつけますよとか、そういう話のほうがまあ具体的なんじゃないのかなと思ったりもするわけですよ。一つ一つが本当に点でしかない。

例えば、今回だって、その180万円組まれている、その空き家の改修費用も使いづらいのが現状だと思うんですよ。だから、なぜ使えていないのかを考えないと、そこに予算をつけている意味がないわけですよ。移住呼びかけ人として僕も属していますけれども、じゃ、それと商工観光課と連携できているかといったら、連携も乏しいですし、移住呼びかけ人の移住呼びかけのイベントの日に、笠置町が単独で移住呼びかけのイベントをやっちゃうとかね、やることはいいんですけれども、本当にそのやる意味があるのかどうかということまでにはやっぱり着眼できていない。そこがやっぱり一番問題やと思うんですよ。

何でもやってみることはいいことなんですけど、意味のないことをやることはやはりモチベーションも下がりますし、お金の無駄やというふうになりますんで、その辺はきっちり連携をとっていただいて、町長が悲観的に思わへんと言はわるやったら、そういう行動をとっていただかないと、結局口ばかりだというふうな判断をせざるを得ないというふうになってきますんで、一つ一つきちんと線になるような事業を執行部でしっかり話し合っ、検討していただきたいなと思います。

続きまして、その限界自治体の流れで、副町長も新聞報道に対して、SNS、フェイスブックにおいて発信されていまして。その中の文章で、僕は少し気になったというか、副町長は負けじと意気込んでおられるとは思いますが、その中で「日本の地域課題を克服する最先端自治体として挑戦していく」とコメントされております。そのコメントの中で、来年度

予算において、最先端自治体になれる事業というのは何なのかお聞きしたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のフェイスブックをごらんいただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。

「限界自治体」という言葉の持つイメージは大変メガティブです。行政関係者や最近の自治体の関係者は、あえてそういう言葉を使わずに「小規模高齢化自治体」あるいは「小規模高齢化集落」と、具体的に何が起きているか、何がどういう現象なのかということ、まずもって「限界自治体」という表現にかわる言葉として使われていますので、私が日本の地域課題として今後多分訪れてくる高齢化ということによって、何がその地域に現象として出ているのか、これをまずはっきりさせる必要があるんだろうと思います。

はっきり言えることは、やはり担い手不足、プレーヤーが確実に減っていくということだろうと思っています。幾ら65歳の方々が元気であるとはいえ、若手の方々が集落を離れていかれる、子供が生まれません。そうすると高齢者ばかりになって、何もかもやらなければならないというときに、非常にコミュニティの崩壊であるとか、伝統的行催事の継承とか、あるいはサービスを担っている方々のサービスの低下等が当然やってきます。そういった課題といったものをやはり解決しなければ、町も、そして日本も多分将来夢が描けない、日本に行こう、あるいは日本で暮らそうという方々が少なくなってくるだろうと思っています。

非常に難しい御質問で、何がその最先端自治体、課題を克服する最先端自治体になれるんかという、そこに私がどういう思いを持ってこの予算をとということなんでしょうけれども、これという特化というのは言いにくいんですが、私は強いて言えば、来年度地域おこし企業人の方が4名来られる。これは多分画期的なことだろうというふうに思っています。4名の方々が来ていただける、こんな小さな笠置町に来てあげよう、あるいは行きましようと言っていたいただいたのは、まさに私たちが持っている地域課題に対応して、自分たちの持っている企業の力、そして企業の背後にいらっしゃるクライアント、そしてマーケット、そういったものがお役に立つからだというふうに御判断をいただいたからだろうというふうに思っています。

ぜひ4名の方を中心に、当然役場の人間もそういった意識を持って加わっていき、町民の方も御一緒にその活動の中に入ってもらいながら、まず来られた方々と私は幾つかのプロジェクトを立ち上げて、そして先ほど申し上げましたような担い手が不足している状況、あるいは当然のことながら、予算といったものも必要になってくる、その予算を獲得する方法、

そういったものを一つ一つのプロジェクトに仕上げていながら、具体的に最先端と言えるかどうかというのはいろいろ議論がありますけれども、よその町でやってませんねと企業人の方が4名来られて、役場の職員、町民の方が一緒になって課題克服のプロジェクトに取り組んでおられますねという姿をぜひ見せ、その姿を発信することがより多くの方々の力をまた結集することになるだろうという確信を持っておりますので、ぜひこれには力を入れて取り組みたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

地域おこし、企業人、今年度も1名の方が来られていますし、まあ、人がふえること、血が通うことというのは、すごい前向きでポジティブで好きなんですけれども、やはり僕がいつもこの記事を読んでいたときに、すごく切ないなと思ったのは、お年寄りとか移住・定住とかというふうな話とか、外の人のお話が多いなと思って、それがちょっと寂しいなと。

僕らの先輩も、この笠置にまだまだ頑張っている先輩もたくさんいますし、僕自身も30代という世代で一生懸命この町のためにという思い、それはこの町に生まれたから当たり前なのか、外から来る人やから特別なかね、僕はそうやないと思っているわけですよ。

気づいたからやった、何かした、それがたまたま笠置やったというだけの話で、よく地方創生は外向きにお金を使うことが多いので、やっぱり内側の人間が疲弊していくのは当然やなと思うことが多いんですよね。僕らがやるには、やっぱり一切の補助をつかないということがまあ多くあります。いつも都会から来る人はいいなと思って、うらやましく思うことが多いんですけれども、やはり地域おこし企業人の人にも、町側のポテンシャルをもっともっと上げていただけるようなかわり方、できないわけじゃないんですよね。ただただ、やっても意味がないやないかと町の中の人と思うことが多いように思います。話を聞いていれば。

そのモチベーションを上げる、もともとの持っているポテンシャルを引き出す、そういうことにもうちょっと着眼して事業を行っていただければ、最先端自治体って、やっぱりやり続けるだけやと思うんですよ。この規模でやり続ける。笠置町であり続けるということをいかに継続できるかということが、最先端自治体なんでしょう。そのほかないと僕は思っています。それに対して、やっぱり愚直に仕事ができるというのは、行政マンが一番近くにいると思います。

だからやっぱり、これぐらいの規模になれば、町民も、議会も、行政も、みんな手を取り

合って知恵を出し合って、そういう場をつくっていかないと、何も始まらないと思うんですよ。だから、一人一人考えていることは前向きなんで、それを一つ合わせるような場をこういう予算がついたのであれば、外の人の意見と町の中の思いを持っている人間とがどうやったら接点を持てるかということも行政がサポーターとして担っていただきたいなと思います。

最後の質問に移ります。

電気自動車コムスの取り扱いについて質問させていただきます。現在の稼働状況を教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

コムスの稼働状況ということでございますが、8月の末からまず公用車扱いとして1台、そして11月から観光客等利用者の方として5台を配備いたしました。

稼働状況でございますが、11月から3月8日までの実績ですが、11月から3月8日までで延べ73台の利用がございました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） それは商工観光からすれば、多いほうですか、少ないほうですか。自分たちの実績としてはどういうふうに評価されていますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、貸し出し用のコムスにつきましては、いこいの館のほうで5台置いております。定休日等もございますので、稼働の73台というのは、115日貸し出しの期間があり、115日のうちの73台、115日間のうち73台が利用できている。ただ、利用につきましては、今回実証実験ということでしたので、走行の箇所が限られていたりというところもありますので、73台が多いのか、少ないのか、11月からやはり実績を見てみますと、例えば2月でしたら、数台しか利用できていないというところを見ておりますと、もっともっと利用の促進につきまして、できることではあったのではないかと、利用としては満足した結果ではないというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 来年度の取り扱いはどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度につきましては、京都府、またお茶の京都DMOとの連携のもとに行いまして、3月末で一旦今回の実証実験というものが切れます。来年度以降につきましては、また新たな取り組みといたしまして、町、また民間の事業者、あと大学等、そういった新しいスキームの中で、今利用というものを考えております。これも最終、同じような民間参入の実証実験を笠置町の中で行うということで、今、準備はしておりますが、それが補助金関係の事業でして、採択されるか、されないかというところもありますので、今後の事業の成り行きを見ながら実施していく。

実施できるような状態になりましたら、今年度は車が1人乗りの車しかなかったのですが、それが2人乗りとか、また今回の実証実験の反省点を踏まえまして、走行する場所をまた広げたり、また利用の車の置く場所を変えたりとか、そういうところに考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

コムスもよくとまっている時間のほうが長いのかなと思うぐらい、動いているのか、どうなのかというぐらいのような、町中にいるとそういう気もします。

何が言いたいかといいますと、以前もどこかで話したと思うんですけども、キャンプのお客さんが土日になるとやっぱり多いじゃないですか。多い方は連泊もされると。連泊しているお客さんが、2日目、3日目になると食材がなくなると。食材がなくなったときに、加茂まで買い物に行かならん。買い物に行った際に帰ってくる。帰ってきたら自分の車をとめる場所にテントが張ってあるということがよくあるらしいです。

そういうのはマナー違反なんですって、キャンパーの中で言うとな。でも、いろんな人が多く来て、キャンプ初心者の方も多分笠置の場合は来やすかったら来ると思うんですよ。そういうふうにキャンプされている人の笠置町での評価が下がるような一つの原因にもなるんですね、そういうことって。

それを回避できる一つの商材にこれなるんじゃないのかなというのが僕の中であって、だから、国道を走れないとか、いろんな縛りが去年はあったかと思うんですけど、それをまたクリアにさせていただいて、本当に有意義に使えるようなものにしていただきたいなというのを要望して、僕の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時10分

再 開 午後2時24分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問の前に、先ほど坂本英人君が一般質問の中でございましたCCRCという言葉を保健福祉課長の東さんから、これはどういう意味かということの説明願います。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。それでは、命によりまして、CCRCとは何ものやというふうなところで、簡単に御説明申し上げます。

まず、いろいろ当初から御質問があった限界自治体をどう考えるんやというようなところでございますが、やはり笠置町はどんなに努力しても、いずれはやはり高齢化率は上昇して、高齢者だけの生活を考えていかなければならないというふうな事態になるおそれが十分にございます。だからするんじゃなしに、そうなっても、自治体が自立できる仕組みをつくる、そういう目的を持ったものが笠置で言うCCRCです。

本来のCCRCとは、高齢者だけで地域包括ケアシステム、医療から介護、それから住民コミュニティ、それを全て備えた共和国という言い方はおかしいんですが、自治体、協議体をつくるというのが本来の意味ですが、笠置流としては、それをそういうところを目指しますが、現実的には難しいので、まずは高齢者が活性化、活動できるような場づくりの仕組みをつくる。そのために29年度からいろいろな取り組みをさせていただいて、そのしよっぱなどとして、昨年度と本年度において交流人口、関係人口をその笠置町を元気にしてあげようというふうな人材の交流をふやしていく、あるいは拠点を活用させていただくというふうな事業に取り組んでいるわけございまして、これは行く行くやはり懸案事項である移住・定住に必ずや少なからず結びついていくものというふうにご考えております。

まずは、元気な高齢者が自立できるようなまちづくりを目指したのが笠置流のCCRC事業ということで、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。以上でございます。

（「CCRCの頭文字は」と言う者あり）

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ちょっと講釈になって申しわけないんですが、CCRCの略は、ケア・コンティニューイング・リタイアメント・コミュニティ、現役を退かれた方のコミュニティ、共同体というふうなところが訳になっております。そこから推察もできるかと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） それでは、一般質問を続けます。

1 番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それでは、私は 2 項目について質問させていただきます。

私の質問は、松本議員の質問とダブっている項目なんですけれども、先ほどの松本議員に対する町長の答弁等を踏まえまして、再度私は確認していきたいと思います。

一応このいこいの館は、平成 30 年 4 月から指定管理者による管理運営を行ってきました。ところが、先ほども出ていますように、依然として赤字経営が続いているという状態であります。その中で、3 点の質問を私は通告しておったんですけれども、まず 1 点目は、来年度の管理業務協定、これが交わせるのかどうかということについては、先ほどから今月 19 日ですか、年度協定を交わされたということを確認していますので、その件については結構です。その中身については、いろいろ質問したいと思います。

それから 2 点目は、先月 26 日にいこいの館のあり方と将来ビジョンというものを示されました。この話も先ほど松本議員のところでも出ておりました。その中で、私は特にお聞きしたいのは、3 番のビジョン実現に向けた目指す方向と工程という項目の中で、②ですね。これは先ほど町長の答弁にもありましたが、キャンプ場と一体化した、一元化したことをやっていかんとあかんということで、笠置町の施設として条例化をし、指定管理者制度による管理運営の導入、いこいの館指定管理との一元化を条件とし、双方の経営統合による施設運営基盤の基礎を固めるということを書かれておりますが、これはこの実施年度が 2020 年度からやるというふうになっております。

こんなことでは、今既に指定管理制度 1 年目を実施して、同じような赤字の経営状態が続いている中で、こんな悠長なことを言うていてええのか。これは 20 年度というたら、再来年度ですよ。それまでいこいの館は持つんですか。そこらをちゃんと考えてほしいんですよ。それが 2 点目です。

それと、3 点目は、有限会社わかさぎの清算と解散はどうなっているのか。これは当初、去年の土埃との解約の時点においても、まだ土埃との清算が済んでないという状態でした。これ、1 月分、2 月分、3 月分の売上高の収入がまだ入ってなかった。それから、土埃の解散に伴う業務補償うか、清算資金として 30 万円の予算を見ていたはずですよ。その辺、どうなっているのか、どういう結末になっているかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 1 点目についてお答えをさせていただきます。

来年度の管理業務協定は3月17日に年度協定を結ばせていただきました。すみません、3月19日の間違えでした。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2月26日にいこいの館あり方と将来ビジョン案を示させていただきました。おっしゃるように、指定管理を2回目終わって、じゃあ、1年あいて次の体制考えるのかという御指摘でございます。確かにそのことは、私もあの1年タイムラグが生じることについて、懸念をするわけなんですけれども、今の努力目標として19年度に条例化できて、そしてその条例に基づいて指定管理を導入するというタイミングでいけば、どうしても20年度からしか指定管理は導入できないという形になります。

その間、いこいの館の運営をどうするかについては、またお諮りをさせていただきたいと思うんですが、タイミングを前倒しにしたいという思いはあるんですけれども、条例化を19年度にして、そして指定管理の公募を行うとなりますと、早くても19年度中の後半、あるいは20年度当初からということになりますので、できるだけ早く、早くという段取りは踏ませていただきますが、丸々1年前倒しというのはなかなか困難であろうというふうに思っております。

続いて、有限会社わかさぎの清算と解散の関係、御説明申し上げます。

先ほど御指摘ございました土埃との間の清算に関しましては、全て清算が終了させていただきました。先方から入ってくるお金、そして当方からお支払いする損失補填等については、全て清算を終えました。さらに、清算が終えたということをもって有限会社わかさぎにおきまして、解散決議を株主総会でさせていただきました。これは2月末でございます。

解散決議の後、官報に登載をし、2カ月間官報登載を終えた後、2カ月間の期間を置き、その間、債権債務者が出てこなければ、その2カ月後に清算決算を行い、登記上、会社としては清算を行うということで、会社自体がその段階で消滅することになります。おおむね今の官報登載が3月下旬でございますので、そこから2カ月で何もなければ5月の中旬には清算という形で有限会社わかさぎがなくなるという、そういう流れに今のところ至っている状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

その清算の件ですけれども、一応手続上はそれで終われるということで結構なんですけれ

ども、先ほど言うた1、2、3月分の売り上げに対する収入と30万円の予算が組んであった、その清算の結果はどうなんですか、ゼロなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

土埃から入ってくる収入額に関しましては、1月、2月、3月のところへの手数料として入ってくる金額。それから、土埃に対しましては、支払わなければならない金額、これは営業損失ということにはなるわけですけれども、営業ができるという前提で仕入れた食材、それから予約を取った宴会等の損失、そういったものを合計させていただきまして、その上、もう一つ従業員をやはり途中で解雇しなければならないという点での解雇の分の給料の補償、そういうものをトータルさせていただきまして、約1月、2月、3月分でいただく分が90万円ございました。

それから、こちらのほうから損失としてお支払いする向こうへの分と、それから従業員の補償額を合わせて大体約90万円プラス30万円の金額の中で、土埃に納めていただいたということで、最終的にはゼロということで清算を終えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

その清算結果については、また監査等で確認させていただきます。

それでは、31年度の契約の件についてお伺いします。

先ほどから松本議員のときに出ていましたけれども、30年度の赤字を31年度で補填するというような話が出てましたけれども、これは私もおかしいんじゃないかと思えます。この年度協定の31年度の契約にしましたら、これは第5条で平成31年度の指定管理を行う中で、施設設備、運営経費、運営内容等において指定管理を継続して行うことが困難な状況が生じた場合、甲乙双方が協議し、誠実に解決に当たるという文章になっております。けれども、30年度の補償をするということはどこにも書かれておりません。30年度の補償額はどのようにして31年度で誠意に対応していけるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず30年度に発生した支払いといえますか、そういうものが31年度予算で支払えるのか、会計の原則に立ち返りますと、基本的にはそういうことはあり得ない。30年度に発生したものは30年度に、例えば、出納閉鎖期間内に処理するというのが原則でございます。

ただ、もう一つ側面がございまして、これは損害であるという場合に、損害賠償に関しましては、消滅時効が生じない限り請求権が発生いたしますので、それに関しましては、例えば30年度に発生した損害に関して、31年が32年度、それを支払うことに関しては、そういう側面からは可能であるということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

今の答弁やったら、損害やったらいけるということやと思うんですけども、これ30年度の経営の赤字は損害になるんですか。どうなんですか、これ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

損害であるかどうかの認定がやっぱり必要になってまいります。金額がこれだけ赤が出たからということで、じゃあそれが何に起因するものかというところの特定をさせていただく必要がございます。全てそれが損害だと、例えば不可抗力によって生じ、やむを得ないというような場合も当然ございましょう。それから、こちら町のほうの怠慢により生じた損害であるというようなことも当然出てくるでしょうし、いずれにしろ、金額が出てきたときの損害の認定ということをしなければ、お支払いできる根拠というのは当然出てまいりません。これらに関しましては、また顧問弁護士とも相談させていただきながら、対応していく必要があるかと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

こういう話になってくると、また元へ戻らんとあかんようになるんですけども、これね、町の対応がまずかったから経営的に損害を受けたというような話に持っていくとするならば、その辺にもともと問題があるんですよ。これね、この間の特別委員会でも、それより前に、先ほど修繕の補正予算は否決されました。それ以外に、今度31年度をやっていくには、もう1回リニューアル化みたいなことをやっていかないできないということ、これ指定管理者のフェイスさんははっきりと言っておられるんです。

その中で、出して来られてる改修、改善箇所ですね。その中に例えば、こんなものが入っているんですよ。割れた鏡の修繕、これ、ひびの入った鏡が多数危険なため修繕が必要やと。それともう1点、1階東階段の避難口誘導灯が不良やと、こんなものがね、上がってきているんですよ。これの対応はどうなんですか。こんなもんをほったらかされておって、お客さ

んなんか来ませんよ、はっきり言うて。そこらをもっと反省してくださいよ。こんなのちゃんとした保守管理運営ができていないわけでしょう、こんなものが残っているということは。どうなんですか、その辺。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、割れた鏡がある危険な状態でございます。放置することはできません。何らかの手だてを至急に講じたいと思っております。また、非常灯に関しましては、確認いたしましたところ、デイサービスの施設内の非常灯であるということが判明いたしました。デイのほうに連絡いたしまして、早急に処置するようにお伝えさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

こういうことでね、町長も前向きにいこいはやっぱり笠置の目玉やということで、これを残していきたいというのはよくわかるんですよ。この言葉はね、私が議員にならしてもらって、10年間それ同じことばかり聞いて今まで来たんですよ。民営化の力が必要やと言うて、かしばさんにもお願いした。せやけど途中でやめられた。土埃さんにもお願いした。これもうまいこといかなかった。こういうことばかり繰り返してやってきておるんですよ。

せやから、もうね、ええ加減にちょっと決めないとあかんと思うんですよ。先ほど松本議員のほうから、違う用途も考えたらどうやということを言われていた。せやけど、我々も議員も全員そうですよ、もう残したいということで、今までずっと何回もやってきているんですよ。ところが同じことばかりやってる。というのはね、ちゃんとやっていく言うて、指定管理制度を導入して、それで契約して、初めの指定管理料の1,200万円いうのも、そのときには大分もめたわけですよ、これ。だけど1,200万円の指定管理料で2年間で何とか指定管理料以外ではとんとんにいけるぐらいになってくれたらということでやってたわけでしょう。

ところが、同じことを今、1,200万円以外に1,050万円とかいう赤字が今出ているということなんです。これ、何にも変わってないわけですよ。前からそうやったんですよ。

それでね、今度はどうやと言うたら、一体化経営、これ出てました、確かに。それともう1点聞きたいけども、これ経緯を見ますとね、2年前に町長はこのいこいの館が財政的に基

金を食いつぶし、どうもいかんということで、外部識者も入れられた検討委員会いうのを発足されて、そこでいろいろと審議していただいて、答申が出たのが、何回も言いますけれども、もう今の経営状態では閉鎖するか、長期貸し出し、それをやって町の財政から切り離すべきやという答申が出たんでしょう。

その上で、2年間サウンディング方式で売却先の業者とかを探すために、サウンディング方式をとって、国交省に協力をいただいてやろうということにして、指定管理制度に入ったわけでしょう。そして指定管理制度も1, 200万円の一応1年間の指定管理料でやっていこうと。それで業者のフェイスさんのほうからも業務計画を出されて、何とかやれるやろうということやってきている。その効果が全然出てないじゃないですか。

そしたら、先ほど打たせ湯があかんようになったとか、それいつからあかんようになったんですか。9月の補正でも厨房機器の更新ということで、1, 000万円ほどの補助金を出しています。それからポンプセンサーが悪くなったから言うて直している。もう今、3月なんですよ。どう言うてやってきたんですか。それで出してくるものいうたら、今度は鏡がひび割れているとかね、こんなことも処理できやんと、何が次のことに手が出るんですか。

それでね、先ほど副町長が答弁された一元化の件ですけれども、これもね、19年度に条例化やったらよろしいやんか、これ。こんなものすぐできますやろ。先ほど観光笠置との協定とかもやっていたなんていうことやったけども、これも何回も地方創生の打ち合わせでもこういう意見も出てますやん。一体化というのもわかっています。

それから、いこいの赤字をキャンプ場で補填していくというような考え、これはもってのほかですよ。そんな考えでは、何をやってもうまくいきませんよ。これはなぜかというたら、これ町長、前から何回も言うとするけども、白砂川整備工事の基本的な考え方、何だったんですか。地域主導型で、地域の人がみんなでやっていこうということであれをやったんでしょう。ところが今、水辺の楽校から飛び石をつけてキャンプ場と結ぶというやつはどうなっておるんですか。

そういう当初計画したことを最後までやらないで、また次、こんな一体化で、キャンプ場でもうけたやつをいこいの赤字に補填するというのは、甘い考えでね、そんなのできませんわ、はっきり言うて。そこらは強く助言しときたいと思います。

それともう1点、質問やないけど、私は要望です、これは。1月28日にいこいの館指定管理終了後のあり方についてというて、行政のほうで出しておられるでしょう。このとおりなんですよ。このとおりやっただきしたらよろしい。この中にも、1点気に食わんのは、

赤字の補填をしていることが必要となるとかいうて書いてますけどね。相乗効果をやっていかんとあかんわけですよ。白砂川整備工事の目的も、一応こっちの鹿ヶ淵の観光地とそれからキャンプ場といこいと一体化せんとあかんということが大きい目的やったわけでしょう。それも中途半端で終わっている。

私は、議会で何回かこの白砂川整備工事の計画事業をどうしていくんやと、何回も質問していますよ。だけど一向に進んでいかない。そういうことをしといて、次のまた新しいことばかり書いたってだめですよ、これ。そこらをもっとちゃんと反省してもらわんと。

どうですか、その点どうなっているんですか。いこいの、白砂川の整備工事の飛び石の件と、それからもう1点、聞いておきたいのは、かわまちづくりで先ほど和東町の木屋の川辺のことが出てきましたけれども、あれと関連して、私これも議会で何回か質問していますけど、ここのキャンプ場の入り口の整備、それが大ネックになっているわけです、今までから。その辺のことをかわまちづくりの中で、国交省も含めてその辺をやってもらえるかどうか、もしそれをやってもらえるんやったら、私はいこいもこのまま続けていったほうがベターだと思います。

そやけど、その辺の確認も何もなしで、ただ一体化にしても、20年度やとか言うてる。もっと動いてくださいよ、はっきりと。やるんやったらやるで。そうでないと、我々先ほどの否決した修繕についても、あれもサービスして、事業をやっていくんやったら、あんなの修理せんならんの決まっとるですよ。これは私、監査させてもらって、現場も見せてもらいました。あんな状態で、あんな浴場の運営なんかできませんよ、はっきり言うて。だけど、今すぐでも直すべきやと私は思っています。

せやけど、この先の話はね、あやふやなことやから、私もきょうまで賛成できませんでしたがけれども、そういうことをお願いしたいんですよ。だから、はっきりと施策はことしの10月ぐらいにめどをつけると、ここにもうたわれてますけれども、その辺をきっぱりとはっきりしてくださいよ。もし10月に赤字やったら、もういこいは閉鎖するんやと、それぐらいの決意でやってもらわんと、これは絶対よくなりませんわ。そんな鏡のひび割れを放ってあるような、そんな運営の仕方では何が改善できるんですか。それについて意見を言うてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 20年間何もしないでずるずる来たいいうこととございます。そういうことにおきまして、私は指定管理者制度を導入して、検討委員会を立ち上げて管理者制度を導

入して、2年間でいこいの館のあり方を決着をつけていく、そういうけじめをつけてきた気持ちはございます。そういうことにおきまして、ことしの10月には今言われましたような、そういうような結論をつけていきたい、そのような考えでおります。

白砂川の整備につきましては、京都府に対しまして粘り強く再三再四要請を繰り返しておるところでございます。今年度におきましては、飛び石の設計もすると、そのようなことも明確な答えもいただいております。また、管理用道路につきましても、広げていく、そういうことも明確な答弁をいただいていたのですが、実際にはそれができていない、されなかったということについては、すごく残念な気持ちでございます。引き続き要望は続けていきたいと思っております。

かわまちづくりにつきましては、わずかな期限に笠置町は採択をしていただく、そのようなことになっております。国の方もキャンプ場につきましては、川に視察に来ていただいていることもございます。どういうふうな整備をしていくのか、具体的な、そういうことにつきましては、国、府、行政を交えて検討をして計画を立てていきたい、そのような段階でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

かわまちづくりは、多分受かるであろうと、それは31年度ですね、これはやっていけると思うんですよ。ところが、かわまちづくり、川のオープン化か、河川のオープン化ということで、これはできると思うんですけれども、かわまちづくりのほうは、その飛び石はほんまにやるんですか。この間のアンケートの結果のかわまちづくりのほうでは、進入路の整備とか、それから河川敷の中でのキャンプ場の中の道の整備とか、赤ちゃんのベビーカーとかね、そういうものの動かしやすいような道を整備していくとか、そういうことをうたわられていますけれども、あれを聞いていると、あそこにほんまは橋をつけて、水辺の楽校のグラウンドのところから、それは入れたら一番いいですよ。そんなことがほんまにさせてもらえるのかどうか。その辺と飛び石との関係は今、どっちを優先に要望されているのか、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず事業主体でございますが、飛び石に関しましては京都府が事業主体になります。そして、白砂川に橋をかけて上流、下流といったものの行き来をよくするというのは、国土交通

省が行う河川管理道路の一環事業ということでございます。両方とも取り組んでいただくことで、私どもは要望させていただき、またそういう絵も示させていただいております。

白砂川の整備につきましては、それだけを動かすということじゃなく、かわまちづくりの中にそれを入れて、京都府もその中に参加いただきながら、全体の整備というものがうまく進むように、我々のほうとしては御一緒いただいているのが現状でございます。

ただ、和東町がことしそういうふうに進みますということでお話はいただいております、じゃあ、笠置町さんどうですかと、笠置町はまだ31年度の河川のオープン化でどういうふうにかこの河川敷の活用の可能性があるのか、実証実験を約1年間かけてやらせていただきたいというお話があって、私たちがいろんな業種、業態の方々に参加いただきながら、サウンディングで集まっていたいただいた業種、業態の方々に、この河川敷におけるオープン化にどういう期待を持ち、具体的にそこの事業に参画いただけるということを含めてやらせていただきたいと。

その後、かわまちづくりの計画を作成し、それを実際に採択いただくというのが、まだ少し先になるんですけども、私たちの思いとしては、平成31年度にはかわまちづくりということ国に採択いただいて、先ほど申し上げました白砂川の飛び石、そして河川管理道路としての橋、その他河川管理道路としては上流域の整備も一体となってございますので、その整備のアイデアも図に示さないかんわけですけども、河川管理道路はそのほかの河川敷を有効に管理するために国のほうが必要と認めた場合、河川管理道路というものが国の事業によって取り組まれますので、できるだけ河川敷、そして上流、下流、そして対岸も含めてかわまちづくりという考え方の中で、国に大きく関与していただきたいと、そのように今働きかけをしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それ両方ね、できているのが一番万歳ですよ。せやから両方できるように頑張ってください。どこが頑張ったらいいのか。議会としても、それ応援せなあかんやったらね、議長会なんか、府政懇談会もあるし、町の要望いうのを出す機会もあるんですよ。だから町のほうと議会のほうとも連携して、同じような要望を上げて、強く要望していったら、やってもらえる可能性も出てくるので、その辺、特に要望しておきたいと思います。

それともう1点、約束してほしいのは、この指定管理、将来のあり方に出されていますけれども、先ほども言うた2019年10月ごろまでには年度末予測として確実に評価をして、もし赤字やったら、もう閉鎖するということを町長、ここで約束できますか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 10月をめどに、今の状況をしっかり把握して判断をしてまいりたいと思っております。その中におきましては、用途変更や規模の縮小、そういうことも視野に入れているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

そのぐらいの決意を持って私はやっていただきたいということを再度要望しておきます。

次の質問に移ります。

2番目は、鳥獣による被害対策についてお伺いいたします。これも先ほど松本議員のほうから出ておりました。ダブりますけれども、私のほうはちょっと違った点で質問したいと思っております。

先ほども出ていましたけれども、イノシシとか鹿等については、一応フェンスの設置等により効果が出ております。しかし、猿については、家屋の侵入による被害まで出ている状態です。こういう状態で、定住・移住問題も町長も先ほどからしっかりやっていくということで、空き家対策等も言うておられますけれども、実際住んでね、家の中まで入ってきているような状態が各所で見られているんですよ。こんなところへ移住して来てくれますか。どうですか。私は思いますけどね。私にしたらそうですけれども、ここで生まれ育ってきたから、やはり自分のふるさとを守っていかなあかんということで、私はずっと生きてきました。

しかしね、よそから移住してきてもらおうと思ったら、何か笠置のよさがなかったら、だめじゃないですか。それは観光や自然の中、川があり、山があり言うてますけれども、そんなものでは、ここで生活できませんよ。だから、地元の若い人間は全部出て行ってしまうわけでしょう。自分の今住んでいる町や村をね、住みやすい環境に置かないで、誰がよそから来てくれるんですか。何か考え方がちょっと間違っているんじゃないかと私は思っているんですよ。

その辺をね、これ猿に対しても同じことなんですけど、もうみんな住民が困り果てて、もう諦めているんですよ、半分ほんま。せやけど何にもその対策なんか打ってもらえない。これ猿に対する被害対策なんか、その辺のことをどう考えておられるのか、それまず1点と、それから2点目はね、以前、猿に、猿をずっと監視しているわけにいかないんですよ。みんな生活しているんやから。せやから、猿に発信器をつけて監視することもやったはずな

んですけど、それも今中途半端に終わっているんですけど、その辺はどうなっているのかと。

それから、家庭菜園も含めて、町単独での補助制度等は考えられへんのか。この間、猿の対策については、農業委員会でもいろいろ今までよそへ研修も行き、やってきました。けども、猿だけはどうしても負けますわ、知恵比べで。私も網をし、いろいろ対策しているけれども、うまいこといける年とやられる年とある。

だから、根本的に何か考えていかないとね、今の状態だけでは無理なんですよ。だから、そういうことも町長、住民のね、観光だけじゃないんですよ、笠置は。ここでまず住めるかどうか、生活環境、その辺もよく考えていってもらわないと、もう町民も困り果てていますよ。その辺について、今言った3点について、お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 1点目についてお答えをさせていただきます。

現在、イノシシや鹿については、京都府の緑の公共事業野生鳥獣被害総合対策事業によりまして、広域的な電気柵や金網柵の設置に取り組んでおりまして、一定の農作物被害防除に成果を上げているところでございます。

また、猿につきましましては、非狩猟鳥獣ではございますが、被害防止のための捕獲として猟友会に捕獲を依頼しております。現実的には、いろんな制限の中で捕獲活動を実施していただいていると聞いております。

また、農作物の被害も後を絶たず、被害防除におきましても、非常に手間と経費がかかり、農家の方々等は大変御苦労されていることから、町といたしましても、この被害等は深刻であると認識しているところでございます。しかしながら、効果的な打開策を見出せない現状でありまして、その対策に苦慮をしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

町長も先ほど申し上げましたが、猿につきましましては、非狩猟鳥獣でございますけれども、農作物の被害が甚大であるとしまして、被害防止のための捕獲を猟友会に依頼しております。現状としましては、銃器の使用が制限されていることなどから、捕獲や効果的な追い払いが実施できていないような状況もございます。農作物被害につきましても、確実に防除し、収穫しようとするならば、防除には周囲はもちろん、天井部分まで囲っていただく必要がありますので、その手間と費用がかかることとなります。

このような状況の中で、猿の被害対策の考え方としましては、家屋等の侵入によるものに

については戸締りの徹底はもちろんのこと、人家近くにえさ場として認識させないために、猿のえさとなるものは外に放置しない、特にくず野菜等の放置にも十分注意していただき、果樹などは被害に遭う前に収穫し、収穫しない柿やハッサクなどの果樹類は可能な限り伐採する等し、えさ場として認識させないよう努力いただくことが大切と思っております。

また、人は怖い、人家近くは怖いというような認識をさせるために、複数での追い払いを根気よく行っていただくというようなことが必要かと思えます。現状では、そのような方法で農家、または地域住民の皆さんに対策をお願いしていくほかないと考えております。

また、2点目です。猿の発信器をつけて監視する計画があったがどうなっているかということでございます。平成23年度に京都府が関西野生動物研究所に委託いたしまして、ニホンザルの地域個体分布調査が実施されました。個体に発信器を装着して、推定生息区域等を調査するものでございまして、笠置町周辺でも数頭の猿に発信器が装着されました。発信器を装着できるのは成獣のメスとされており、麻酔銃などを使用して発信器を装着します。その調査の結果、和束B群、南山城A群、加茂A群が笠置町内を生息区域として移動する個体であると推測されるという報告を受けております。

この調査を受けまして、京都府の勧めもございまして、笠置町では猿の発信器を平成24年度に国庫補助で笠置町有害鳥獣捕獲対策協議会で購入いたしました。しかしながら、当時から受信した例は極めて少なく、最近でも効果的な受信はされていない状況でございます。

この原因といたしましては、発信器ということですので、電波がいろいろなものに遮られて受信ができない、また発信器の寿命が2年、3年と言われておりますので、装着されてから年数が経過しており、電波の発信がされていないことも推測されます。また、生きた鳥獣に装着いたしますので、発信器が外れたり、装着した個体が生存していなかったりというような理由からだと思われまます。

最後に、家庭菜園を含めた補助ができないか、考えられないかということでございます。昨年の平成30年度笠置町有害鳥獣対策協議会でも同様の補助制度について、御意見をいただいたところです。家庭菜園と含むとなりますと、農業生産とは位置づけられず、補助は個人的な支援となります。国の補助もない中で、笠置町の現状では特別な独自の支援策を考えていくのは、非常に困難な状態であると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 今の答弁聞いてがっかりですね。後ろ向きな状態ばかりしか言うてま

せんやんか、課長。2番のね、発信器の件はどうなったんですか。それは劣化しているか、外れたんか何か知りませんが、今どうなっているんですか、それは。それをどうしていくかということを聞いておるんですよ。そんな劣化するのは決まっていますやん。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在もその小型受信機を担当者のほうが卓上に置きまして、いろいろ山に行くときとか、発信器を持参して、現状の確認に努めております。また、来年度にちょうど山城南部の個体への発信器の取り付けが計画されておりまして、群れの分布、行動域、個体数調査などが予定されていると聞いております。

当町といたしましても、その調査に協力した中で、具体的にまた動いていきたいというような考え方をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それを聞いとるんですよ。そういうことをやってほしいんですよ。だから、我々ね、追っ払いはできないんですよ。百姓で全部飯食ってるんやったらあれやけど、そんなのできない。だから、そういうことをやってもらって、猿が来た、来るのがわかるというようなことをやってもらったら、まだ動きようがあるわけですよ。そういうことを考えてほしい。

それから、家庭菜園を含めての補助制度なんですけれども、これ聞くとところによると、和束町は実施しているようなことを聞きましたけれども、財政ないのはわかっています。財政なくたって、いこいの館やったら何ぼの赤字でたってやるんでしょう。そうじゃなしに、そういう猿の被害を受けている住民が、困っている住民が多いんですよ、これ。いこい以上に。そういうことを考えてほしいと言とるんですよ。そういう対策を考えていってくれるのが、行政としての仕事やないんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、平成30年度の有害鳥獣捕獲対策協議会でも同様の御意見をいただきました。担当課といたしましては、協議会委員の皆さんのいろんな意見の中で、補助を制度化できないかということいろいろ検証し、近隣の市町村にいろいろ問い合わせ等を行ってまいりました。その当時は、特に他の市町村ではそういった事例が見られず、補助要綱の策定というのを断念した経緯がございます。

しかしながら、議員先ほどもおっしゃいましたとおり、現在、和東町でまちづくり及び福祉の観点から、高齢者福祉に寄与するための新事業を計画中との情報が入っております。これは福祉サイドからの要請に基づくものでございまして、農林サイドとの調整や整理がまだまだ必要であるとのことです。

採択要件としましては、高齢者福祉の観点から、補助対象者を65歳以上で予定しているようでございます。実施されましたら、その要綱を参考に情報提供いただき、さらに精査した上で、設置目的なども整理した上、福祉や移住と先ほども言われましたように、移住といった観点からも、担当関係課と調整しながら、実用に向けた総合的な検討というのを進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 家庭菜園を含めて、町単独での補助制度のあり方についてでございます。

今、担当課長のほうからも申しましたように、まちづくりや高齢者福祉につながる、そのようなつながりと私も思います。介護予防とか、健康寿命増進、そのようなことにもつながっていく可能性は私は大だと思っております。そういう観点からおきましても、町といたしましても、いろいろ調査をして、前向きな検討をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

最後にもう1点だけお願いします。捕獲関係ですけれども、今、イノシシとかアライグマとか、そういうものは捕獲のおりをつくってあるけれども、猿の捕獲のおりはないんですか。できたら、そういうものを採用してもろうて、置いてもらうとか、そういうことはどうですか。考えられますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

特段、以前は猿おりというのを特定して置いていた時期もございました。今は、そういったことではなく、許可が1体で出されておりますので、特に鳥獣を分けることなく、そのときどきで猟友会さんのほうでいろいろ考えていただいた捕獲をしておりますし、現に、今捕獲できているのはおりのほうが非常に効率として、効率といいますか、捕獲率といいますか、実績としましてはおりのほうが多いという状況で、猿の捕獲につきましてもおりで捕獲されているケースが多いようでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 回ね、猿の捕獲のおりなど、北笠置のほうでどこか置かれているところがありますか、今。もしないのやったら、1 回置いてみてほしいなと思いますけれども、それはどこへ行けばいいんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、特に以前の猿おりというのが当然ありますので、そういったことで、使ってはいけるといいます。ただ、北部にも 1 基おりは置いておりますので、そこに昨年ですか、捕獲されておりますし、地域内、集落内にそういった猿の、まあ猿だけではなしに、イノシシとかということがありましたら、建設産業課を通じまして言っていただきましたら、場所とかを提供といえますかね、ここであれば大丈夫ですよというようなところがもしありましたら、またそういうことを言っていただきましたら、猟友会さんと相談した中で、またそういう話は進めていけるものと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） これで私の質問は終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

続いて、2 番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

地域防災と空き家バンクについて質問させていただきます。

地域防災についてですが、消防団の中に自動車部のあり方について。最初に言うておきますが、消防団とか自動車部を批判するものではないので、前置きさせていただきます。

消防団の中で、平日昼間で一番確実に出動できるのは、町職で組織されている自動車部だと思います。日々の役場の業務にプラスして活動しなくてはならないのは大変御苦労だとは思いますが、ことしの出初式で放水の訓練の際、ポンプの取り扱いやホースの延長に少々不安を感じました。そこで町長にお聞きします。自動車部のあり方、重要性について、どうお考えですか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、西議員言われたとおりでございます。自動車部の構成メンバーは町職が担っております。昼間の緊急時におきましても、地元にいる、そういう利点といえますか、そういう条件でございますので、いち早く現場にも行けるし、人数もそろっております。そういうことにおきまして、自動車部の果たす役割というのはすごく重要であると考えてお

ります。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町職の中でも、町外に住む人がほとんどの自動車部で、町内の各消防の部とは条件は違いますけれども、例えば2年に1回の操法なんですけど、そのときも自動車部はほとんどが業務終わりの5時からの訓練で、ほかの部と絡むことがないんですね。絡んでも少ししか一緒に練習することがないので、できれば確かに自動車部に負担増を強いるのはちょっと僕も本意ではないんですが、やはり重要度が高いんでしたら、もう少し訓練して、練度を上げていただきたいという思いはあります。

自動車部に限らないんですけれども、やはり今、消防団の中でも地区におったら人がいない。車の積載車ではなく、リアカーにポンプを積載している地区もあります。僕も51歳なんですけれども、まだ現在、消防団に属しておりますので、僕よりも年齢の低い人が割と少なく、高い人も多いです。来年度、防災計画の見直しของときが来ているので、今後消防団の改正を含めて、あり方について1回協議されてはどうかと思うんです。今すぐどうのこうのではないですけど、5年後、10年後の消防団のあり方を今考えておくことが重要やと思うんですけれども、町長、どうでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいましたように、自動車部、今、町外からの勤務者について、うちの自動車部に笠置町消防団自動車部に入らせていただいております。町内の職員につきましては、地元の部に入団していただいておりますので、そういうことで、おっしゃったように練習もなかなか業務終わり、5時半から始めてしているというところもございます。

ただ、自動車部につきましては、行政の職員ということもありまして、訓練等の出勤率はかなり高いというふうに聞いております。今後のあり方につきましては、もちろん行政だけで決めることではございませんので、消防団の中で話し合っただけということが前提かなとは思っておりますが、団員の特殊性といえますか、職員というところもございまして、一緒になって考えさせていただけたらと思います。

どこの自治体におきましても、今、消防団員さん、地元の消防団員に入団される方が少なくなっているというふうに聞いております。常備消防だけで担えない自治体の非常

備消防というところは重要な部門だと思っておりますので、今後、おっしゃったように、10年、これから人口がどんどん減っていく可能性がある中で、どのようにしたら消防団としての活動をしていただけるかということも含めまして、早いうちから検討しないといけないということを実感しております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

消防団、消防団長の上に町長がおられるんで、町長のほうから投げかけてもらえれば、話は多分進むのが早いと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、防災計画の話が出たので続けますが、毎年2月26日、小学校では消火・避難訓練が実施されていますが、ちょっと条件は違いますけれども、東日本大震災のときの釜石市の取り組みをちょっと調べてみたんですけれども、実は、釜石市の小学校、中学校では、小・中学生の生存率が99.9%、あの津波で99.9%だったそうです。

これ読んでみるとね、震災の8年前から防災教育をされていたそうです。子供たちにはどうという教育をしていたかということ、あなたたちは守られる側ではない。守る側になりなさいということやったんでね。自分たちよりも弱い立場の人、小学生の低学年だったりとか、近所に住むお年寄りを助けて逃げなさいというのを徹底的に教えたそうです。そのおかげで高い生存率が実現したそうです。ここには「99.8%は奇跡じゃない」という題で載っているんですが、残念なことに5名の小・中学生が亡くなられたのは残念なんです、そのおかげでかなり小学生で1,927人、中学生で999人の命が助かりました。

笠置の場合は、山間部なので、海辺の条件とは違いますが、災害と言えはすぐ消防団、火災、消火というのが思い浮かぶんですが、例えば、これから雨の時期が来ると川の氾濫、地震があればもしかしたら山崩れ等が起きる可能性があります。今後、小学校とかで防災の教育をもう一步、二歩踏み込んだ教育をしてもらえないか。町長、どうでしょう。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も2月26日、小学校の避難訓練に毎年参加をさせていただいております。その光景は、迅速に整然と先生の指導に従って避難をされているということは、毎年見させていただいております。常に油断をしてはならないということをいつも言っておられます。小さなことが大きなことにつながるので、そういう油断は大切だということを指導されているように認識をいたしました。

さらに、災害というのは、いつ何時起こってくるかもわかりません。どのような災害、ど

のような規模で起こっているのかもわかりません。そういうときに、どういう対処が必要なのか、そういうことにつきましては、年1回のこの避難訓練の日だけではなくて、回数をもっとふやしていただいて、いろんな角度から、方面から子供たちに防災意識を高める、そういう教育は必要だと考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

これ、釜石市のおもしろいアンケートがあるので紹介しておきますけれども、震災前に小学生にアンケートをとったところ、地震があった場合、どうするかというのに、ほとんどの答えが両親に連絡をとる、もしくは両親が家に帰ってくるのを待つということやったんですね。それが続いていたら、この99.8%の生存率というのは、多分達成できなかったと思います。

何で学校教育でそういう防災意識、防災教育に力を入れてほしいかという、災害というのは、想定外のことを想定してやるのが防災教育やと思うんですけれども、何で学校でやってほしいかという、ごみの分別が進んだのは、小学校でごみの分別の教育をしたから、それを子供が家に持って帰って、お父さん、お母さんにそれを分別せなあかんよと言ったから進んだというのをどこかに聞いたことがあったんですよ。

この防災の、例えば避難の考え方とかいうのは、まず子供から大人というのが一番伝わりやすいのかな。大人というのはどうしても、ああわかった、わかったで済ますことが結構多かったんで、僕自身もそこは反省しなくてはいけないんですけれども、そういうので学校教育に取り入れていただきたい。それはまず笠置小学校、これ東部連合の教育委員会のほうの話になるかもわからないんですけれども、まあ、町長のほうからも後押ししていただければありがたいと思います。

次の空き家バンクの質問に入らせてもらいます。

9月、12月の議会で町長や行政のほうからは、前向きな答弁をいただいたと思っているのですが、どうも目に見えて進んだようには感じられないんですけれども、何か進めている事業とかがあれば教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

9月、12月、大分たっておるわけですが、まず空き家の物件の提供といいますか、空き家バンクに登録していただけるという、まず空き家バンク、建物の登録を進めるという方法

と、まずもう一步、笠置に住みたくなるような、移住者が来たくなるような情報発信、そちらの2点が、特に住みたくなるような情報発信というところが今までできてなかったということで、現在、ホームページの見せ方といたしますか、情報が余りにも少ないということですので、他の自治体のホームページ、また情報発信、それを参考にしながら進めております。

また、今年度につきましては、町外の空き家を持っている方々に対しまして、空き家バンクというものの自体の周知を郵送なりでアンケートをとる、またお知らせをする、そういったことを来年度進めてまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

前回の12月議会の際にも課のほうでちょっとお聞きしたんですけれども、そのとき、空き家バンクの登録は1件でしたけれども、全体で4件あったと聞いたんですけど、今の時点で2件しか載ってないですね。載せてない、あと2件の載せてない理由は何でしょう。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家バンク、物件のほうですね。所有者の方から申請いただきまして、うちのほうが内覧をさせていただき、図面も作成し、内覧用に写真を撮影し、その段階でやっと空き家バンクに載せることができるんですが、なかなか所有者の方がお近くに住んでいらっしゃらなかったりとか、そういった条件もあり、またこちらのほうもなかなか進められていなかったというところがございますので、今現在、掲載されているのが2件という状況になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

12月議会の答弁でも課長、ほかの自治体のホームページを見て参考にして、移住促進に特化したようなホームページをつくっていきたくてはあったんで、その辺もよろしくをお願いします。

それと、31年度の目標が10件というのがあったんですけれども、まあ、今年度も終わり、あと少しなんで、31年度の体制について、町長もしくは副町長、どういう体制で取り組まれるか教えていただければ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度の体制でございます。正直申し上げまして、こういう事業に取

り組む職員が不足といいますか、この事業にかかわる時間が制約をされて、なかなか思うような活動ができなかったということも反省をしております。そういうことにおきまして、この担当課におきましては、今まで以上、充実をさせていただきました。その中でこの事業につきましても、これまで以上に進んでいく、そのように確信をしております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございますが、31年度空き家はどういうふうに取り組んでいくのか。正直申し上げまして、役所の体制というのはやはり限界があるというのは、先ほどから申しているとおりでございます。よい事例というか、先行事例として南山城村のほうでは、そういう空き家の掘り起こしであったり、情報に長けた方がいらっしゃるというふうにお話も聞いております。

やはり相楽、東部の連携を強化しながら、そういった方のお知恵もおかりする、あるいは力もおかりする、そういうことで来年度、空き家バンク、あるいは空き家といったものをより多く笠置の中で発見し、住めるような状況にもっていけるように努力してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） ちょっと期待して、これで質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後3時44分

再 開 午後3時57分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

きょうも大きく町政全般についてと、そしていこいの館について質問させていただきます。

先ほどからいこいの館の問題も出ていますので、先にいこいの館の問題について質問させていただきたいと思います。

さきの議案第12号では、いこいの館の修繕関係について予算が計上されていましたがけれども、否決という形になりました。私自身は、修繕すべきものは直す、壊れているものは直すということは当然だというふうには考えていますけれども、町の先ほどからの答弁、また

いこいの館の委員会への答弁を聞いていまして、大変不信感を募らせています。

そこで、お伺いをしていきたいと思いますが、先ほど赤字補填については、安易にはしていかないということを言われました。ところが、業者のほうは1,200万円ほどいただかなければとてもやっていけない。そして、あくまでも目安としてですけども、そして明らかにやらせていただいても1年で赤字になるだろうとお話をされていたわけですね。これ、町と業者と考え方が違うんじゃないかというふうに感じます。

そして、業者の方、ちらっとですけども、3年目以降も場合によっては運営を任せていただきたいというようなニュアンスのことも言われていたかというふうに思うわけですけども、先ほどの話ですと、10月には判断をして、場合によっては用途変更もあると。これでは業者と行政との間でどのような合意がされているのか、大変不信を抱いています。

そこで、そのことについて、一体どうなっているのか、まず町長のお考えを聞きたいと思っています。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理業者さんとは年度協定を結ばせていただきました。その中におきまして、指定管理料は1,200万円ということで契約をさせていただきました。その中で、やはり30年度におきますいろんな不備などが発生した原因でお客さんが遠のいたのは現実でございます。そのお客さんを取り戻すにも、それなりの年月がかかる、そういうのは当然でございます。

その中で、31年度もその1,200万円の中で頑張っただけ指定管理をやっていたわけでありまして、どうしても経営が困難になることも起きる可能性もございます。そのときにおきましては、協議をさせていただいて、対応していくということに契約をしております。

先ほども申しましたように、これだけ赤字が出ましたから、これだけ補填してください、そういうものではございません。やはり頑張っただけ、そういうあかし、またなぜこういうふうな結果になったのか、その辺はきちんと精査をして、協議をして、厳粛に対応をしていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

しかしですね、業者の方から、平成30年度時点でも指定管理料を入れても1,000万円以上の赤字があるということを言われ、そして今年度も引き受けたとしても、赤字になる

ことは目に見えているということを言われている中で、そしてできれば、担保していただきたいと。指定管理料以外にも補填について、補填という言い方ではありませんでしたけれども、コスト面についての担保はいただきたいと、業者の方ははっきり言われていたわけですね。

これ、大前提として、前と同じぐらいであれば、約2,000万円、二千二、三百万円ぐらいの赤字になることは、普通に考えれば予測をされる。もちろん実際やってみて少数%なり1割なり、縮小する可能性はあるかもしれませんが、目に見えているのではないかというふうに思うんですね。

それで、以前は1,200万円ではとてもやっていけないということと言われて、今回については、1,200万円でもいいということでしたけれども、それはあくまでもさまざまな補填、そして修繕、そしてリニューアルを含めてのことだというふうに私自身は認識しているわけですが、何かちょっと、行政と業者との間に何か考え方といいますか、温度差があるように非常に感じるわけですね。

一体本当にそういった話はされてないのか。コスト面の補填というのは、そういう町長が答弁した内容だけの合意だったのか、ほぼほぼ運用面で通常かかった分については補填するという話がなかったのか、あったのか。あくまでも行政の落ち度によつての減少分だけを補填しますということと、ポンプが急に壊れたみたいな不測の事態のみ対応するという話なのか、どういう話になっているんでしょうかね。幾ら聞いてもよくわからないので、もう一度きちっと答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理業者さんと行政はパートナーとしてやっていく、そういうことが前提でございまして、お互いに信頼関係を持っております。そういう上に立って、ことし31年度も指定管理をやっていただく、そういうことでお願いをしております。その1,200万円、そういう金額につきましては目安として言われた金額だと思っております。31年度に向けまして、行政といたしまして、指定管理業者さんには大胆なコストカットをやっていただき、当面赤字の幅を最大限縮小していく、そういう取り組みについてのシミュレーションを示していただきたい、そういうことを今、提起をしております。

やはり今までと違った、1年を経過してやれなかったこと、できなかったこと、またやらなければならないこと、その辺はしっかり指定管理業者さん、また行政もしっかりつかんでお互いを共有して、この1年間をやっていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、もう少し聞き方を変えます。平成31年度、実際運営をしていただいて、その赤字の分については、協議の上、ある程度の補填はするということだというふうに思うんですけども、それは、要するに前年の8月ごろに修繕をしていただきたいと要望があったのに町は対応しなかったと、その分の問題点についての責任部分、そして何か大きな故障でお風呂が経営できなくなるなどのよっぽどの不測の事態、そういう面だけを補償されるということではいいんでしょうか。

それとも、通常運営される中で出てきた部分についても、補償対象になってくるという考え方なのか、明確に答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来、申し上げていますように、指定管理者さんが指定管理を始めていただいたときと、その後におきまして、いろんな不利な条件が生まれました。そのことによりまして、お客さんが確実に減ったのは事実でございます。これは指定管理者さんの責任ではございません。予想していなかったことも起こってしまって、こういう事態が発生してしまったということが事実でございます。

そういうことがすぐに改善できるものではございません。31年度もそういうことを引き継ぎながら、それをまた克服しようとする努力も絡めながら、やはり努力をしていただくわけですけども、すぐに大きな改善にはつながらない、そういう可能性は高いと思っております。そういう意味におきまして、どうしても運営が困難に陥られたときにおきましては、本当に真摯な協議をさせていただきまして、行政といたしましても、対応を考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問に明確に答弁をいただけてませんので、再度お聞きしますね。

要するに、8月ごろからもう修繕を言われたと。それから打たせ湯や寝湯については、保健所の指導で使えなくなった、こういったことについて、業者には責任はないというところで、こうした部分のマイナス部分というのがあると思うんですよ。確かにあるだろうと。

ところがですね、全般として、基本的にはいこいの館は赤字なわけですね、これまでずっと。そして減少傾向にあるという中で、今後も当然赤字の経営というのは予想されるわけで

すね。今の話ですと、この行政がすぐに修繕、改修をしなかったことによる不利益以上に、運営上、困難で出た赤字についても補填の対象になるように聞こえるわけですがけれども、もう一度きちっと聞きたいんですけれども、行政の対応の不備によって、減少したと思われる部分と、例えば、何か装置の部分が壊れて温泉が経営できなくなったというような不測の事態の部分だけが言われるように、コストの負担の対象になるのか、それを超えて困難が生じた赤字も負担される予定なのか、対象は限定されているのかどうか、お聞きをしています。ちゃんとしっかりと答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 行政が指定管理者さんから請求を受けたことにつきまして、要望がありましたことにつきまして、行政が後手後手に回ってしまった、そのことにつきまして、行政の責任があると考えております。そういうことから起因して、そういう状況に陥ったとするならば、そういうことが補填も考えていく必要があると考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

もう一度聞きますけれども、行政の不備と不測の事態、それによって生じたお客の減少の部分の赤字の補填だけが言われている補填の対象ということでもいいんですね。明確に答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 基本は指定管理者さんがいこいの館を通常的に運営をしていただいている、そういう中で赤字が出た場合、そのことにつきましては補填はやりません。考えておりません。先ほど来、申し上げましたように、中の起因、それが行政に原因があるとか、そういうことが明白であるならば補填を考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、業者が言われた目安としてですけれども、1, 200万円ほどがやっぱり見ていただきたい。指定管理料を除いて、プラスして、担保していただきたいと言われたこととの間に、大変行政と業者との間に認識の差があるように感じるんですけれども、委員会等で発言された業者の話聞いていますと、なかなか経営が困難であり、やはり赤字が予測されると、それらの負担も基本的には担保していただきたいというふうに捉えられたんですけれども、そうではないんでしょうかね。業者としては、町が言うように、不備によって生

じた部分と不測の事態だけが対象になって、それ以外はちゃんと業者として赤字を持つという認識に立たれているわけですか。そこはそうなっているわけですね。その点をお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 行政の不備によりまず経営が困難になった場合につきましては、補填を考えていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 質問に対してちゃんと答弁いただきたいんですけども、業者の認識としては、町と一致しているのかと聞いているわけです。町としてはそう考えているけれども、業者の話の聞き中では、そのように判断できなかったのも、業者としてもそれでいいというふうな認識され、合意されているのか、そこをお伺いしているんですね。答弁をちゃんといただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理業者さんとの原因についてのそういう位置づけといたしますか、そういうことにおきまして、その場、その場、そのとき、そのときによりまして、多少の認識の差はあると思いますけれども、そのことにつきましても、十分協議をさせていただき、前向きに解決をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

要するに税金なわけですね。そのコストの負担というの。そこで明確に立場を言われなければ、住民の方に対して正確な答弁をしていない、説明をしないということになると思うんですね。

先ほどから聞いてますと、行政の不備による起因、不測の事態のことは言われたいんですけども、不測の事態のことについても考えられると思うんですけども、業者の話では、そういうニュアンスではとても判断できなかったわけですね。

しかも、今回は1, 200万円の指定管理料ということになりましたけれども、前提として業者の方からいろいろな負担やリニューアルや修繕もお願いしたいということで、話はあったかというふうに思うんですね。それが前提ではないんでしょうかね。そういうふうに業者の話からは読み取れたんですけども、その話がまだ合意に至っていないのに、指定管理料1, 200万円だけは合意をしてできたということなんじゃないでしょうか。業者の方とパートナ

ーシップだと言って進めていくと言っているにもかかわらず、本当にちゃんと話ができているのでしょうか。

赤字の補填、通常の営業の上での補填はしないということで、業者さんは本当に納得されて、それでいいと言われているのでしょうか。そこをちゃんと答えていただきたいんですね。もちろん何が起因で、何が行政の不備で、それがどれだけ影響を与えたということについては精査が要るであろうというのは理解はします。だけれども、それを超えての補填はしないかどうかというのは、今の段階でもう既に経営を始めていくわけですから、合意ができてなければ、大変問題になると思うわけですね。実際、前年度は1,000万円以上の赤字が出たと、業者としても慈善事業団体ではないんですから、赤字についてなぜ抱えなきゃいけないのかなという話になってくるわけですね。

そこで、もし認識のずれがあれば、場合によっては損害賠償であったり、契約の前提が崩れているということで訴えるという話だって、可能性としてはあり得るわけです。だからこそ聞いているわけですが、税金を投入するということも含めて、きちっと答弁をいただきたい。

先ほどから、明確にと言っていますが、何度も1回で終わる問題をちゃんと答えていただけないので、時間が無駄に過ぎているんですけれども、質問時間が限られていますから、きちっと答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 投入する財源は税金でございます。それについての重きというのは十分認識をしております。その税金を投入することによって、どう動いていくのか、どう変わっていくのか、そういうことをきちんとつかまえ、しっかり把握して、税金を投入していかなければならない、そのように考えております。

業者さんとの認識にずれがあるのではないかという再三の御指摘でございますけれども、町によります不備が確かにございました。後手後手に回ってその対策をおくれたことによりまして、指定管理者さんに迷惑をかけてしまって、経営も圧迫してしまったということは事実でございます。そういうことを今も引きずっておる状況の中で、31年度も指定管理をやっていただきます。その中で、そういうことが起因として経営が困難になる可能性もあります。そういうことにおきまして協議をさせていただき、対応をさせていただきたい、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

なかなか言葉が出てこないんですけども、答弁をしっかりとさせていただきたいと言いましたね。今のが答弁になっているんでしょうかね。ちょっと態度を考えていただきたいんですけども、言いたいのはね、要するに、経営をして、困難が生じた場合、協議をして対応するということでは、確かに書いています。書いてますけれども、例えばですね、お金が発生する問題ですからね、これは覚書を例えばつくって、行政が帰属する部分、行政の不備によって生じた利益減少分と、不測の事態によって生じた分だけを負担しますというものもない中で、行政はそう言っていますけれども、業者は違うかもしれないわけですね。大変これだと危険なわけですよ。実際に運営をされて、これお金の問題であり、税金を投入する問題ですから、何度も聞いていますけれども。

そしてもう既に、4月から来年度始まっていくということで、もう指定管理料は予算が通り、進めていくと。そして年度協定書も結んでやっていくとなっている中で、整えるべき赤字の負担ですね。今のうちにもう決めていなければいけない、決まっていなければいけないことができていないのに進めようとしているのではないかと。本当に業者としてはどう考えておられるのか、町と業者と同じ認識なのかと聞いているわけです。

業者として、それでいいと、不備のある部分と不測の事態の部分だけ、その影響部分だけ補填していただいたらいいとこといいんですね。そこを聞いているんです。業者はどう考えているんですか、業者はどういう認識なんですかと聞いているわけです。端的にお答えいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 不測の事態や不備が起こった点につきまして、町も対応していく、そういうことにつきましては、指定管理業者さんと共有の思いを持っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

共有していると言われました。私もその認識を今持ちましたので、その言葉に間違いのないようにしていただきたいと思います。やっと答弁いただきました。

しかしですね、ちょっと言いたいんですけども、先ほどから答弁明確にないので、私の持ち時間がどんどん町長のいい加減な答弁のせいで取られているんですけども、これどういうことなんでしょうか。端的に私は聞いてますよね、先ほどから。なのに答弁がきちっと対応してないですよ。人の話を聞いていただいているんでしょうか。いたずらに時間を過ぎ

させられているように感じるんですけれども、今やっと「共有」という言葉が出ましたよ。もう3回ぐらい聞いているんです。

そういう答弁の仕方というのは、どうなのでしょうかね。今までもずっと私はいろいろ聞いてきて、具体的数字も上げていただけない。明確な答弁がない。だけど次はやるというから、そのとき、そのときやってくれるんだろうと、ずっとそういうことでやってきましたけれども、きょうの通告自体も基本的には12日の時点を出しているわけですね。しかも年次協定を結ぶということで、この補填がどうなのかというのをやはり税金を投入する問題ですから、非常に大事な問題だと思うんですね。しかも自分は何回も明確に聞いていますけれども、答弁はそれに対応しない答弁を繰り返すと、これはちょっと本当に問題なんじゃないんでしょうかね。町長、次からの答弁は気をつけていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は、向出議員の質問に対して、長引かそうとか、はぐらかしているよとか、そのような気持ちは一切ございません。私は私なりに真摯に私の思いを答えさせていただいている、そういうことでございますので、決して向出議員が言われているようなことではないということだけお伝えをさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こんなことに時間を費やすのはもったいないので、本当はしたくないですけれども、メモとっているわけですが、答弁に対して対応しない答弁が繰り返されているというのは明らかですよ。それはやっぱり認識いただきたい。私は真摯にやっているんだと、私は悪くないとでも言う答弁でしたけれども、対応してないわけじゃないですか、実際問題。

先ほども業者の認識はと言って、やっとその答弁がないので何回も聞いて、共有してますと、やっと出たわけですよ。おかしくないですか。行政と業者の認識は一緒なんですかと聞いているわけじゃないですか。そしたら、一緒です、いや、違います、どちらかしかないわけでしょう。それすらきちっと答弁せずに「真摯な」と言うのはちょっとおかしいんじゃないでしょうかね。

このことばかり時間をかけたら、余りにもほかの問題が取り上げられませんから、共有はしているということで答弁いただきました、やっと。共有はしていると。つまり行政の不備によって生じた赤字の部分と、不測の事態によって生じた赤字の部分だけを負担していくと、平成31年度についてはそうだとということで確認しました。これも大変時間を食ってま

すけれども、ちょっと考えていただきたいと思います。

それから、いこいの館の位置づけについてですけれども、かつていこいのスペックから見て、収益を上げられない場合については見直しをしていくというふうに言われました。この間、いこいの館については、単体ではもう黒字化は無理だというふうに言われましたね。これ、過去の話からいくと、もうこの時点で収益が上げられない団体、建物なので、もう考え直さなきゃいけないというのに当てはまるような気がするんですけれども、しかし、以前いこいの館の委員会でお聞きをしていますと、住民福祉の施設として位置づけていくと。そして、キャンプ場と一体の運営で、キャンプ場の黒字を基本的に充てていく。

先ほどの答弁では、そんな単純なものではないと言いましたけれども、実質的にはそういう形を持っていきたいというふうに質問をしていく中で、自分自身は捉えることができましたけれども、しかしそうすると、以前から収益を上げていくと、ずっと言われてきたこととの間に整合性がなくなるわけですね。

かつてから、確かに住民福祉に資するということもいこいの館の目的にはうたわれていましたけれども、あくまで収益を上げていける、最悪でも黒字化は無理でも、収支とんとはしていききたいということが原則としてあったはずだと思うんですけれども、これ住民に対して説明が変わってしまったら、税金を投入する意味も全然変わってくるわけですね。福祉施設として残していきたい、住民の福祉サービス提供の施設として残していきたいという位置づけと、観光として収益を上げつつ、周辺の経済波及効果も狙っていくということでは、ちょっと意味が違うと思うんですよ。

これ、もう一度確認したいんですけれども、収益を上げていく、観光の核というのは、もうこのいこいの館の直接の目的としてはなくなったのか、それともまだそういう考えなのか、いこいの館の単体での黒字化は無理だというふうには言われましたけれども、どういうふうに考えておられるのか。収益を上げていける、経済波及効果等をつくっていけるというふうに考えているのか、もうそれとも福祉施設として、基本はそういう役割が中心だと考えておられるのか、明確に答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館単体での収益を上げる、そういうことにつきましては、いろんな取り組みをする中で、困難であるという結論に達したわけでございます。いこいの館が観光の核となっているいろんな施設を回っていただく、そのような役割も果たしております。そういう中で、修理をしていただく中で、観光客の皆さんがその場、その場におきまして、お

金を使っただかく、そのような意味で町全体としての収益を上げていける観光の核と、そのように位置づけております。

それと、いこいの館は当然、高齢者福祉の大きな拠点であると、それは大前提であると私は考えております。今、町内の利用の方が少ないわけでございますけれども、できるだけたくさんの高齢者の方が来られて、触れ合いの場や健康づくりの場として大いに活用していただける、そのような仕組みもぜひとも考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、端的にお聞きしますけれども、収益をいろんなお客さんが訪れられて、周辺にもお金を使っていく、そういう収益を上げる、観光の核だと言われました。ということはですね、それぞれの今の経済波及効果、経済効果というのを当然計算され、つかんでおられていると考えますけれども、それについて具体的にどういう波及効果があったのか、これからあるのか、お示しをいただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

経済波及効果といいますか、直接消費額という観点からちょっと試算したものがございます。笠置町の観光入り込み客数が大体25万人で、1人当たり約3,000円、これはいこいの館を中心としながら、他の施設もございしますが、3,000円消費するといたしましたら約7億5,000万円。例えば、今地方創生の総合戦略で観光入り込み客数を30万人と見込んでいますが、30万人になった場合に、例えば30万人で直接消費額が同じく3,000円といたしましたら9億円、7.5億が9億円になりますと、こういった形でいこいの館を中心に、いこいの館、今入浴、温浴入って、あとレストランの消費が大体平均が今1,200円あたりになっております。レストランが1,200円でお風呂が800円とか、あとクーポン券などを使うと500円あたりになります。

そういったもので、必ずしも笠置町、いこいの館もそうですが、いこいの館以外にお金を消費するということでも今考えておるのが、先ほど申しました現在なら大体約7.5億円、それを30万人、いこいの館をまず中心にして、先ほど来、キャンプ場とか一体化という話にもなっておりますが、そこを含めることによって、それが30万人に伸びた場合に9億円になるとか、そういった形でシミュレーション、余りに大きなパイの額でございますが、そういったシミュレーションは現在しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

答弁になってないと思うんですけども、要するにいきいの館があることによって、お客さんが訪れている、その数ですね。その数は直接には入館者ということになるというふうに思うんですけども、いきいの館があることによって、例えばJRは外部の組織ですけども、JRの利用はこれぐらい見込めるだろう、いきいの館があるからあるだろう、ふえていだろうということや、例えば笠置山に訪れてくれる方は、いきいの館があることによってこれぐらいあるんだろうとか、そういう試算をされているのか、ということをご聞きしているわけですね。

それはつまり、いきいの館があることによって経済波及効果があるというふうに言われるわけですから、当然直接の意味で言ったら、そういう話になってくると。例えばキャンプ場でもいいんですけども、いきいの館があるから、キャンプ場の利用はそれぐらいは底上げしているであろうと。そういうものをつかんでおられるはずだと思うんですね。経済波及効果やそういう収益を上げていくというふうに言われたわけですから、言われたのに、その根拠となるものがないなんていうことは考えられないので、もしそうだとしたら、虚偽答弁になってしまうと思うんですね。一体何を根拠に言われたのかと。

だから、その根拠となるものをお示しいただきたいと。今すぐ全ての数字が読めないとしても、後でもいいので、資料提供という形も含めて、一部でもいいので、その数字の部分、どういうふうなもので判断をされているのか、その根拠をお示しいただきたいという意味で言いました。

それから、今、年間の観光のお客さんの25万人ほどあると、1人当たり3,000円掛ければ、まあ、そういう数字は掛けたら誰でも出るわけですね。問題は、そういうことが起こる、そういうことになっていけるという根拠が要るわけですね。

例えば、こういうものをすれば、これぐらいの、3,000円ぐらいの消費は十分つくれるというものがあって成立する話だと思うんですね。そこを示さずに、言うなら誰でも言えると思うんですよ。1万円掛けたら幾らですよ、そんなの誰だって言えると思うんですね。問題は、その先、その元となるものがなければいけないというふう思うんですね。

いきいの館は、そういう観光の核として町長が言われたから、じゃあ、その根拠はということでお聞きをしているわけです。こちらが言っているんじゃなくて、町長の答弁に基づいてお聞きをしています。答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 具体的にお示しをできる数字は把握はしておりませんが、商工会が捉えたアンケート調査を見させていただきました。笠置には温泉があるからキャンプに行く、キャンプに来たから温泉に行く、そういう方もおられますけれども、笠置には温泉があるからキャンプに行く、そういう方もかなりおられます。そういう意味におきまして、ハイキングに来られる方も帰りにお風呂に入れるからハイキングに来る、そういう方も事実としておられますから、そういう数字が具体的につかめていないのは事実でございますけれども、確かにいこいの館が核となって、観光による産業の発展につながっていると私は確信をしております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

税金を投入してやる事業だということを忘れていないでしょうか。税金を投入していますから、当然住民の方にもこれだけのお金を使って、これぐらいの効果がありますよということで、使わせていただいているのかというのが前提だと思うんですね。

今の話ですと、もちろんアンケートとれば、実際にそういう方がおられることはわかりますけれども、もちろん経済波及効果といたしましても、必ずかけたお金だけ以上還元しなきゃいけないかどうかは、考え方や施策によって違うとは思いますが、数字もちゃんとつかんでいないというのは、ちょっと無責任過ぎるんじゃないでしょうかね。しかも、観光の核として今後やっていくと言っているにもかかわらずという前提でお聞きをしているわけです。

しかも、きょう質問するいこいの館のことを取り上げるというのは、以前から言っていて、しかもいこいの館の問題は、指定管理業者が入ってからもう1年たっているわけですね。これからしっかりやっていくと言って、その段階でまだそのような次元では、到底いこいの館が今後うまくいくのかどうか、普通に考えれば不信がありますよね。町長自身、そう思いませんか。

今の答弁で、ああ、なるほど、波及効果があるんだ、なるほど観光の核としてやっていけるんだと、普通に考えて、とてもじゃないですけど、今の答弁で判断できないんですよ。一体どうなっているのか。絶えずそういう抽象的な答弁をされますけれども、一体いつ調査されて、しっかりと住民に説明できるようにされるのか、観光の核というのは一体何なのか、さっぱり見えてこないんです。

これ相当こういうやりとりで時間を取っていますけれども、こうなるのは承知な上で質問

していますけれども、正直、組み立てがぐじゃぐじゃになるわけですよ。町長の答弁がいい加減なせいで。今、例えばここは幾ら幾ら、ここは幾ら幾らとぼつと示して、それで終わる質問なんです。わかりますか。それで終わるんですよ、1回で。ああ、そうですか、なるほど。なかなかこういう効果があるんですね、わかりますということになるわけでしょう。それも出てこない。そこから先の議論がまたできるわけですね。掛けてある上やったら、それは万々歳ですし、掛けてあるより少なかったら、本当にいいかという議論にもなりますし、そこが全然出てこないの、きょう聞いているわけですが、一体どういうつもりできょうの議会に臨まれているのか、とてもじゃないですけど、これ本当に答弁なんですよ。ちゃんと答えると、しっかりと準備をするというふうに臨んでいただきたいですね。これがきょう始まったことではないんですよ。ずっとそういう答弁なので、ちゃんとしてくださいと言っているわけです。これをやっても、きりがありませんから。

これも正直、繰り返しのことになり、答弁も持ってないという話ですから、この点についてとりあえず置きますけれども、次からの答弁については、本当に真摯に考えてくださいね。お願いします。

それで、いこいの館についての経営の改善策をお聞きしたいと思います。これから指定管理を続けてやっていただくという中で、業者からはジビエ等の話とか、地元業者、地元の食材も使うとか、いろんな提案もあり、指定管理を受けるときにもいろんな、こういう取り組みはどうかということの提案がありました。

ところが、そういうものを今どうなっているかという、報告も全然ないわけですね。それで具体策を聞いてもなかなか出てこないというふうになっていますけれども、もう既に業者と、業者の提案でいいと思うんですけども、業者からどういう提案があつて、具体的な取り組み等というのはあるんでしょうか。その点、お答えいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

業者からの経営とか改善とか、具体的な提案ということでございますが、今年度新しいメニューの開発ということで、レストラン部門の、一つ笠置は岩が多いということで、岩をモチーフにしたメニュー化をしているという提案は先日いただきました。まだ形として私は確認をしておりますが、そういった点で1点、メニューの開発はしております。

あと、御承知のように、レストランの中身につきましては、メニューの、それほど大きな改善というところはございませんが、少し鮮魚ができたりとか、そういったものの改善策と

いうのは出ております。まだ来年度以降につきましては、営業時間の、今10時から21時になっておりますが、営業時間の一部縮小、また定休日、休館日ですね。今、休館日が今第1、第3ですが、その休館日の改善、そういったところで、先ほど来、町長からも話が出てますように、コストカットというあたりで、31年度につきましては、営業の時間帯、また内容というところも先日来の話から一部改善の案というところがございますが、今、出ております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題ばかりやっていると、ほかに聞きたいことがありますので、ちょっと困るんですけども、それと町長の答弁が1回で済むものが何回もされた関係で時間がなくなっていっているんですけども、これ、ちょっと考えていただきたいんですけども、しっかりと答弁いただきたいんですが、これは要望だけで終わりますが、業者から具体的に提案があると思うんですね。それぞれをきちっと資料としてまとめていただいて、これぐらい売り上げ見込みがあるというのも想定でもいいので、出していただきたいというふうに思います。

それから、コストカット、営業時間の見直しも言われました。業者からは実質的には毎週水曜日を休むのはあるけれども、宴会等も考えていけば、今ぐらいの全体の中では今ぐらいではいいのではないかという話もあったので、コストカットについても以前試算すると言いましたから、具体的に提案をいただきたい。これは要望で終わります。これ以上やっていたら次にいけませんので。

そして、ちょっとお聞きしたい。次の問題に移りたいと思いますけれども、観光としてやっていきたいということで言われています。それでお聞きしたいんですけども、商工観光課、観光笠置、商工会、まちづくり会社、また雇用創造協議会というように、いろいろ観光にかかわる可能性のある団体があると思うんですが、それぞれの役割というのはすみ分けがされているのか。また、協働するとすれば、どういうことを協働されていっているのか、役割とかそういった取り組みについてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、行政の中には商工観光課、また今年度から雇用創造協議会、それぞれの関連した団体といますか、そちらがございます。それは全て観光に関するところ、また雇用で特産品、そういったところにかかわるところ、全てがリンクしている

団体というふうに認識しております。全てうちの商工観光課が管轄しておりますのが雇用創造協議会であり、また商工会、観光笠置さん、同じような類似の団体があり、そういった団体が例えばイベントであれば四季彩祭の実行委員会という中で、協働で活動しております。

そして、連携を密にしながら、決して単体ばらばらで動くのではなく、目的は同じところで向かっておりますので、連携、協働というところを視点を置きまして活動をしていきますし、今後ともそれは連携を密にし、今現在も月に1回ですが、そういった連携会議もしておりますので、今後も引き続き連携は強化していくということで考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

時間がないので、端的に再度お聞きします。

それぞれですね、観光笠置で言えばキャンプ場の経営管理を主にやっているんじゃないかというふうに認識があるんですけども、それぞれ具体的にはこれに重きを置いている、そういう役割があるのか、今全然具体的な話ありませんでしたが、そういうものがちゃんとすみ分けがあったりするのか、また、まちづくり会社というのが、地元の有志の方で出資していただいていた会社ですけども、これが例えば、商工観光課の下にあたりとか、その構造を、どこが中心になるのかとか、そういうのもあるのかとか、今の答弁だけですと、一般的に連携しているというだけの話ですから、きちっとそれぞれの役割、またどういうことを担ってもらってきたのか、もらっていくのかということをきちっと答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

上下とか、そういった関係はございません。まず、観光笠置さんにつきましては、議員御存じのように、笠置のキャンプ場のほうを笠置町のほうから、今現在は委託管理という形でお願いをしております。主に観光笠置さんはキャンプ場の管理運営、また山頂駐車場など、そういった運営面のところで今活動をしていただいております。

まちづくり会社につきましては、もちろん笠置町も出資をしておる団体で、町ではなかなか動けないような、例えば今でしたら、民泊のそういった事務局とか、そういったところ辺で、ソフト的なところの動きというところをしていただいております。

雇用創造協議会につきましては、厚生労働省からの委託事業を今行っているというところ

で、町なり雇用創造なりが考えた今後の計画に基づきまして、国からの委託事業というところで今現在動いております。

こういった動き方や、それぞれ組織的なところはすみ分けはありますが、動いている中身については、雇用やまた観光の振興、商工の振興というところで、目的は一つというところで私は認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

もう時間がないので、最後に、以前観光笠置を含めて、観光のパンフレットをつくりたいということがありました。いこいの館でもやりたいと。ところが、具体的内容をすり合わせて理解できていないということがありました。そういうところもしっかり進めていただきたいということと、それぞれの役割、マーケットと役割、すみ分け、どういう機能、特徴があるのか資料にさせていただいて、提示をしていただきたいと思います。

もう時間がないので、以上終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 答弁は。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼いたします。向出議員の御質問といたしますか、先ほどおっしゃいました各それぞれの役割分担、それを明確にいたしました資料と申しますか、作成させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成31年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 大 倉 博